

令和 6 年度

特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業

特用林産物の需要拡大・生産性向上

原木需給関連情報の収集・分析・提供
報告書

令和 7 年 3 月

日本特用林産振興会

はじめに

平成 23 年の東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故による、東日本の太平洋沿岸域を中心とした放射性物質による汚染は、野外での栽培が一般的である原木栽培しいたけの生産者や加工・流通・販売等に携わる多くの関係者に出荷制限や風評被害等を通じて深刻な影響をもたらしました。

このような状況下で、特にきのこ原木の一大生産地であった福島県の阿武隈地域をはじめ、今もなお東日本の多くの地域で、国の定める放射性セシウム濃度の指標地を超える原木の使用が制限されていること等から、全国的な原木不足によりその需給がひっ迫するとともに原木価格の高騰が続いており、しいたけをはじめとする原木きのこの生産者や関係者にきわめて深刻な事態をもたらしています。

本事業は、これらきのこ用原木について全国的な需給の安定化を図るため、有識者、きのこ生産事業体、原木の取扱事業者、関係中央団体、国・県の担当者等が需給情報を共有し、需給上の課題を整理するとともに、具体的な需給あわせん対策を行い、安全なきのこ用原木の安定供給体制を構築することを目的にしています。

本事業の実施に当たり、林野庁の担当者をはじめ関係委員会の委員の皆様、関係県・市町村など、関係者の方々のご支援・ご協力に対しまして深く感謝申し上げますとともに、本事業の成果が被災地 17 都県のしいたけの産地復興の一助となることを願う次第です。

令和 7 年 3 月

日本特用林産振興会
会長 小淵 優子

目次

原木需要関連情報の収集・分析・提供

1. 事業の目的	1
2. 事業の内容	1
3. 事業の実施	1
4. しいたけを巡る最近の状況	3
5. 今後の課題	9

(原木需給関連情報の収集・分析・提供に係る企画・検討委員会・資料編)

1. 検討委員会の開催概要	11
2. 検討委員会資料	

資料1 安全なきのこ原木安定供給体制構築支援事業の概要

資料2 しいたけ関係基礎資料

資料3 きのこ原木需給検討委員会資料（林野庁経営課特用林産対策室）

原木需要関連情報の収集・分析・提供

1 事業の目的

平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、食品の基準値（100Bq/kg）を超過するきのこが発生したことによる出荷制限等が東日本を中心に今もなお行われている。また、きのこ原木の指標値（50Bq/kg）を超える原木の使用等が制限され、全国的なきのこ原木の不足が生じるなどの状況にあることから、安全なきのこ原木の安定供給によるきのこ生産者の生産再開・継続が課題となっている。

このため、これらのきのこ原木について、供給者側と需要者側双方から、全国的あるいは県域を越えた広域的な圏域を対象とした供給希望情報と供給可能情報の幅広い収集と提供、需給のマッチング支援等が必要であることから、有識者、きのこ生産事業体、原木の取扱事業体、中央団体、都道府県等の関係者による検討委員会を設置し、安全なきのこ原木の安定供給体制の構築を図るとともに、安定供給を推進するための具体的な取組みを支援する。

なお、令和 6 年度においても、令和 5 年度と同様に中央段階の検討委員会のみを開催し、委員についても令和 5 年度の考え方を踏まえて選出した。

2 事業内容

（1）検討委員会の開催

安全なきのこ原木の安定供給体制の構築を図るため、原木需給関連情報の収集・分析・提供に係る企画・検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置、開催した。

3 事業の実施

（1）検討委員会について

検討委員会の構成は「表 1」のとおりである。なお、各県の委員は役職・属人指定とせず、各県の担当課長に委員の選任を依頼した。

検討委員会については、令和 6 年 12 月 2 日（月）に Web 形式（Teams）で開催した。

最近のしいたけ原木需給を巡る状況や課題について、林野庁及び事務局から、事業概要、しいたけを取り巻く状況、令和 6 年春季の原木需給実績、令和 7 年春季の原木需給見通し、出荷制限等の解除に向けた取組、安定供給に関する支援措置等の説明後、意見交換を行った。

検討委員会の開催概要及び配布資料は、きのこ原木需給に係る検討委員会・資料編に掲載している。

表1 検討委員会の構成

構 成	氏 名	所 属
学識経験者	長谷部 公三郎	(一財)日本きのこセンター・菌茸研究所・所長
	福井 陸夫	全国食用きのこ種菌協会・技術顧問
きのこ生産者	小原 智行	全国農業協同組合連合会・椎茸事業所長
	飯泉 厚彦	農事組合法人森のめぐみ(茨城県生産者)
	国分 進	(一社)東日本原木しいたけ協会(福島県生産者)
	濱屋 郁生	(一社)東日本原木しいたけ協会(千葉県生産者)
原木供給者	鈴木 金一	あぶくま地域広葉樹利用協同組合・理事長
	深澤 明広	岩手県森林組合連合会・業務部長
	高橋 悟	秋田県森林組合連合会・参与
	丹治 俊宏	福島県森林組合連合会・代表理事専務
	大嶋 康平	栃木県森林組合連合会・業務課長
	芝 芳亀	愛媛県森林組合連合会・代表理事専務
	田上 博輝	熊本県森林組合連合会・事業部次長
	中野 洋司	大分県森林組合連合会・参事兼事業部長
県担当	中村 日香	岩手県農林水産部林業振興課(技師)
	辻 龍介	宮城県水産林政部林業振興課(技術補佐)
	本間 定寿	秋田県農林水産部園芸振興課(主幹)
	浦田 香織	山形県農林水産部森林ノミクス推進課(主査)
	渡辺 真紀夫	福島県農林水産部林業振興課(主任主査)
	西丸 昂汰	茨城県農林水産部林政課(主任)
	杉本 恵理子	栃木県環境森林部林業木材産業課(主任)
	宮内 総介	群馬県環境森林部森林局林業振興課(主任)
	島袋 燎太	千葉県農林水産部森林課(主事)
林野庁	経営課特用林産対策室	

4 しいたけを巡る最近の状況

(1) しいたけの需給状況

近年におけるしいたけの需要動向として、乾しいたけについては「表2-1」とおり、生産量、消費量ともに減少傾向が続いており、特に令和5年の生産量は1,816トンと2,000トンを下回る生産量になっている。

また、中国等からの輸入は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う輸入先国での生産、物流の混乱で令和2年に減少したが、令和3年、4年と回復傾向が見られた。

その様な状況の中で、消費量に占める輸入品の割合については、60%台後半で推移していたが令和4年に続き令和5年は70%台の71%となっている。消費量減少の原因は、調理時間の短縮や手間がかからない食材への転換など食生活の変化による大きな流れの中で起きているものと考えられるが、一方で出し汁などの伝統的な食材に対する関心の高まりも見られるとともに、乾しいたけを丸ごと粉碎したしいたけパウダーは、水で戻す必要がなく手間をかけずにしいたけの旨味や栄養成分を取り入れられる魅力で、従来の和食、中華以外のさまざまな料理の隠し味やトッピングに活用できるなど新たな需要開発が期待されている。

また、東日本における原発事故による原木の放射能汚染が与える影響は原木供給の減少、価格の高騰という直接の被害に加えて風評被害による買い控えや輸出の障害等深刻な影響を及ぼしている。

このような状況が続けば、後継者、労働力不足が深刻な中で、生産者の生産意欲の更なる減退を招き、原木乾しいたけ生産の産業としての存続にも影響を与えかねないと考えられる。

表2-1 乾しいたけの需給表 (単位：トン)

区分	平成22年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
生産量	3,516	2,635	2,414	2,302	2,216	2,034	1,816
輸入量	6,127	4,998	4,869	4,354	4,575	4,596	4,350
輸出量	40	24	33	33	41	36	36
消費量	9,603	7,609	7,250	6,623	6,750	6,594	6,130
輸入割合	64%	66%	67%	66%	68%	70%	71%

生しいたけの生産量については、近年70,000トン前後で推移していたが、令和5年は63,374トンと前年に比べ減少した。生産量の9割以上を菌床栽培が占めている。

また、一時、消費量の7%程度まで増加した中国等からの輸入量は、消費量の3%程度で推移しているが、令和3年まで2,000トンを下回っていたものが、令和4年以降は2,000トンを上回るようになっている。

一方、中国等からの生しいたけの輸入量の減少以降は、中国からの菌床の輸入が増加している状況にあった。

そのような中で、消費者の選択を促すため、令和 4 年 3 月に消費者庁の食品表示基準 Q&A が改正され、植菌地を原産地と表示することとなり、生しいたけについては消費者への周知及び事業者の表示切り替えのため、令和 4 年 10 月 1 日から改正後のルールに則った表示を行うことが求められている。

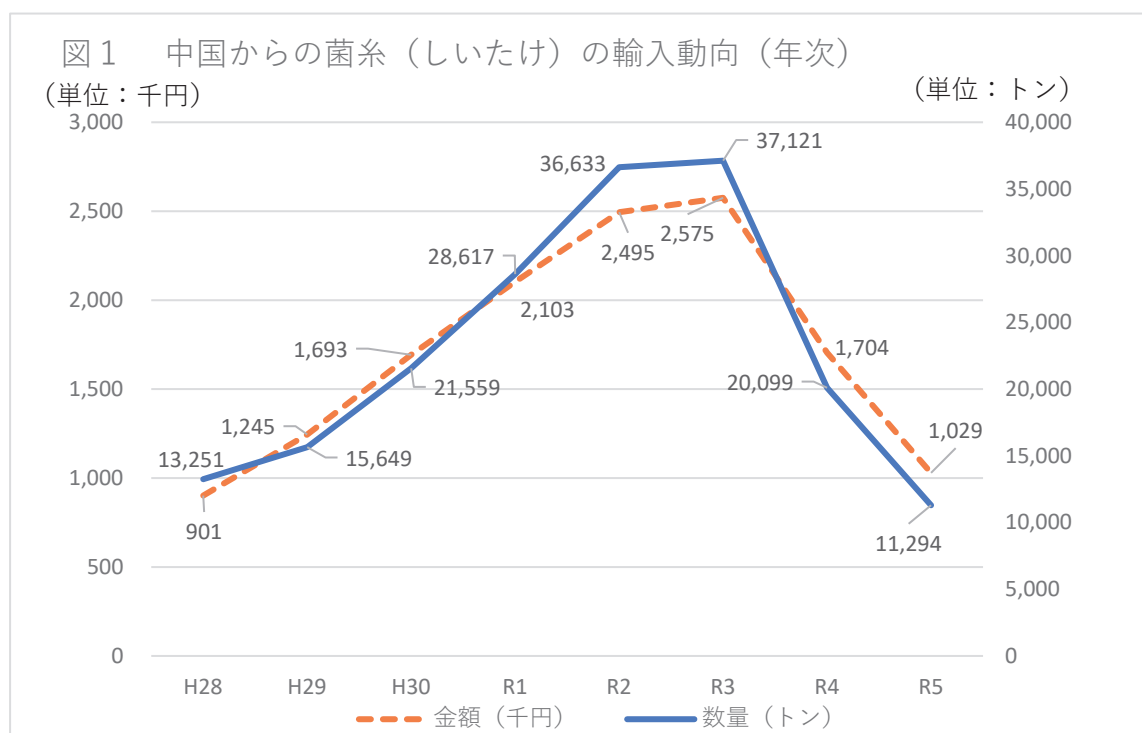
表 2-2 生しいたけの需給表 (単位：トン)

区分	平成22年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
生産量	77,079	69,754	71,071	70,280	71,058	69,620	63,374
輸入量	5,616	1,942	1,835	1,785	1,988	2,262	2,162
輸出量						15,369	16
消費量	82,695	71,696	72,906	72,065	73,046	56,513	65,520
輸入割合	7%	3%	3%	2%	3%	4%	3%

注 1：消費量は、生産量＋輸入量－輸出量

2：計が一致しない部分は、四捨五入による。

最近の中国からの菌床輸入については、「図 1」に示すとおり、令和 4 年に入って輸入量が大きく減少し、令和 5 年も引き続き減少傾向を示している。この要因として、中国でのゼロコロナ政策の転換による生産や国内・国際輸送の混乱、急激な円安などとともに、食品表示の改正が影響を与えているものと考えられる。



「表 2 - 3」に政府の原子力災害本部が指定した 17 都県及び全国におけるしいたけ（乾・生）の生産動向を示す。

表 2 - 3 ししいたけの生産動向（平成22年の生産量を100とした指数）

都県	乾しいたけ				生しいたけ			
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
02青森	0	50	0	1,350	81	67	35	37
03岩手	60	49	47	41	68	67	88	62
04宮城	31	44	33	25	77	86	81	74
05秋田	176	171	147	153	103	104	110	100
06山形	-	-	-	-	91	85	76	75
07福島	23	36	58	24	84	92	91	95
08茨城	15	8	10	21	55	54	60	50
09栃木	20	22	22	18	78	76	76	63
10群馬	60	72	77	81	86	85	76	81
11埼玉	116	80	90	76	80	69	63	59
12千葉	49	52	38	40	271	380	287	320
13東京	320	240	320	200	56	76	80	66
14神奈川	42	9	24	42	72	54	64	51
15新潟	44	64	45	39	91	90	78	84
19山梨	13	10	9	10	63	65	69	71
20長野	52	63	68	62	224	243	241	248
22静岡	96	59	55	47	113	105	96	83
17都県計	49	43	42	37	92	95	94	87
全国計	65	63	58	52	91	92	90	82

17都県生産量の全国生産量に対する割合	15%	13%	14%	14%	44%	47%	49%	50%
---------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

資料：農林水産省「特用林産基礎資料」から作成

乾しいたけについては、震災後に減少した 17 都県の実産量の回復に都県間での差が見られるようになっている。秋田県を除く東北、関東で回復の度合いが小さく、多くの県で震災前の半分以上の実産量となっている。青森県、東京都については、年間生産量が少なく、この数字を回復の指標として使用することは適当ではないと考えられる。また 17 都県の実産量の全国に占める割合は 10 数%となっており、震災前の 70%程度と数字上では回復基調とみられるが、全国の実産量が減少したことによ

るもので生産量は減少したままの状態が続いており、順調に回復が進んでいるとは言えない状況にあると思われる。

一方、生しいたけについては、1 県を除いて震災前の半分以上を超える生産量までの回復が見られ、県によっては大型の菌床栽培施設の新設等が行われることで震災前を大きく超える県も見受けられる。

全国の生しいたけ生産に占める 17 都県の割合も、平成 22 年の 50% まで回復できている。

「表 2-4」は、全国及び原木しいたけの出荷制限等が指示されている東日本 6 県における原発事故以降の原木生しいたけ生産量の推移を示している。

全国の平成 22 年の生産量に対する令和 5 年の生産量は前年の 35% を下回る 32% とさらに減少傾向を示している。一方、出荷制限が指示されている東日本 6 県では前年を下回る 18% に減少しており、全国に比べ減少の比率が大きく、特に福島県と栃木県は平成 22 年の 1 割程度と落ち込みの回復が遅れている状況が続いている。

表 2-4 東日本 6 県の原木生しいたけ生産量の推移 (単位：トン)

区分	平成22年	令和元年	2年	3年	4年	5年	令和5年/ 平成22年
岩手	385.5	156.2	152.4	132.5	126.9	110.5	29%
宮城	183.9	100.9	69.7	75.9	63.2	59.0	32%
福島	775.1	96.2	96.3	105.0	99.0	80.0	10%
茨城	1,009.5	390.5	339.1	3,706.0	332.0	291.7	29%
栃木	1,308.3	127.1	139.5	121.1	127.3	113.8	9%
千葉	339.4	133.9	104.6	133.5	73.6	73.1	22%
6 県 計	4,001.7	1,004.8	901.6	4,274.0	822.0	728.1	18%
全国	12,460.0	5,913.5	5,395.8	4,980.6	4,342.1	3,995.1	32%

注：原木しいたけで出荷制限が指示されている6県

「表 2-5」に原木価格（庭先価格、各県からの報告の単純平均値。）の推移を示す。震災前の平成 23 年まではナラ、クヌギともに 1 本当たり 230～240 円程度であったものが、原発事故後の価格が上昇し、令和 5 年にはナラで 1 本 346 円、クヌギで 1 本 365 円と約 1.5 倍の価格となっており、クヌギの価格がナラの価格に比べ上昇傾向となっている。

東日本に限らず、全国に原木を供給していた福島県からの供給が大幅に減少していることが国内での原木供給に与えた影響は深刻で、原木価格の高騰は、東日本に限

らず、全国での原木栽培しいたけの生産コストを押し上げる大きな要因となっている。

表 2-5 原木価格の推移

(単位：円)

年次	樹種 区分	なら		くぬぎ		その他	
		ほだ木1本 当たり 価格	m ³ 当たり 価格	ほだ木1本 当たり価格	m ³ 当たり 価格	ほだ木1本 当たり価格	m ³ 当たり 価格
平成21年		232	21,773	232	21,108	205	19,336
22年		237	22,826	243	22,723	196	18,447
23年		228	21,421	244	22,311	204	16,019
24年		247	21,628	264	22,732	228	17,974
25年		254	23,724	266	24,725	199	16,121
26年		262	23,298	296	22,481	261	19,788
27年		296	28,462	311	29,306	287	25,282
28年		297	28,007	305	29,483	259	24,324
29年		321	30,434	333	31,885	298	24,460
30年		314	28,645	345	31,450	285	25,489
令和元年		330	29,626	323	27,966	312	26,005
2年		339	29,969	336	26,865	287	21,130
3年		346	30,081	368	27,843	334	23,530
4年		358	29,023	359	25,560	339	25,113
5年		346	29,477	365	28,748	345	2,996

注 1：都道府県報告を単純平均した。

2：その他の主な樹種は、シイ、シデ、アベマキである。

「表 2-6」では、政府の原子力災害対策本部が指定した 17 都県及び全国における最近の原木調達先のうち、他県からの調達割合の推移を示している。これによれば、全国の平均では原発事故以前から 10～12%で推移しており、大きな変化は見られないが、17 都県では事故前に 31%であったものが事故後は 40%を超える水準で推移し、令和 5 年は 45%と県外からの調達が前年を上回る傾向を示している。

特に、宮城県、福島県、茨城県、栃木県などは自県内の原木林について放射能汚染の影響が強い県であったこともあり、その傾向は大きく、今後とも引き続き他県からの調達を続ける必要があると考えられる。

福島県は、阿武隈山系を中心に 3 万 m³近い原木を他県に供給していたが、他県からの調達に頼らざる得ないことは、汚染された地域以外の原木需給にも大きな影響を与える結果となっている。

表 2 - 6 他県からの原木調達の割合の推移（１７都県）

（単位：％）

都県	平成22年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
02青森	85	69	73	75	76	74	98	84
03岩手	0	1	1	1	2	1	1	0
04宮城	9	100	100	99	100	100	100	100
05秋田	0	0	8	10	8	8	8	17
06山形	32	28	52	46	16	7	-	4
07福島	2	60	59	51	55	52	58	60
08茨城	47	85	92	90	87	89	83	81
09栃木	12	71	71	69	66	61	65	65
10群馬	20	23	22	24	23	27	23	16
11埼玉	24	15	15	18	19	16	15	14
12千葉	57	89	83	82	88	88	86	80
13東京	76	80	83	84	85	75	85	82
14神奈川	84	87	87	87	87	72	80	90
15新潟	28	12	12	15	18	37	43	39
19山梨	31	9	3	7	9	13	17	10
20長野	9	10	5	2	6	1	1	1
22静岡	13	12	12	10	9	8	15	6
17都県計	31	44	46	45	44	43	46	44
全国計	10	11	11	12	10	11	12	11

注 「17都県計」とは、各県の数値（平均値）の「平均」である。

（２）出荷制限及び解除の状況等

原木しいたけ（露地栽培）については、令和６年１０月１８日時点の資料から、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県の６県 93 市町村で出荷制限が指示されているが、これまでに２県 3 市町で解除、６県 63 市町村で一部解除され出荷が認められるなど、生産が再開されている。

このような出荷制限解除等を積極的に推進するためにも、放射能汚染の影響がより少ないきのこ原木の確保が必要であり、今後、全国的に使用可能な原木の発掘とともに、広域的なきのこ原木の供給体制の確保が重要となっている。

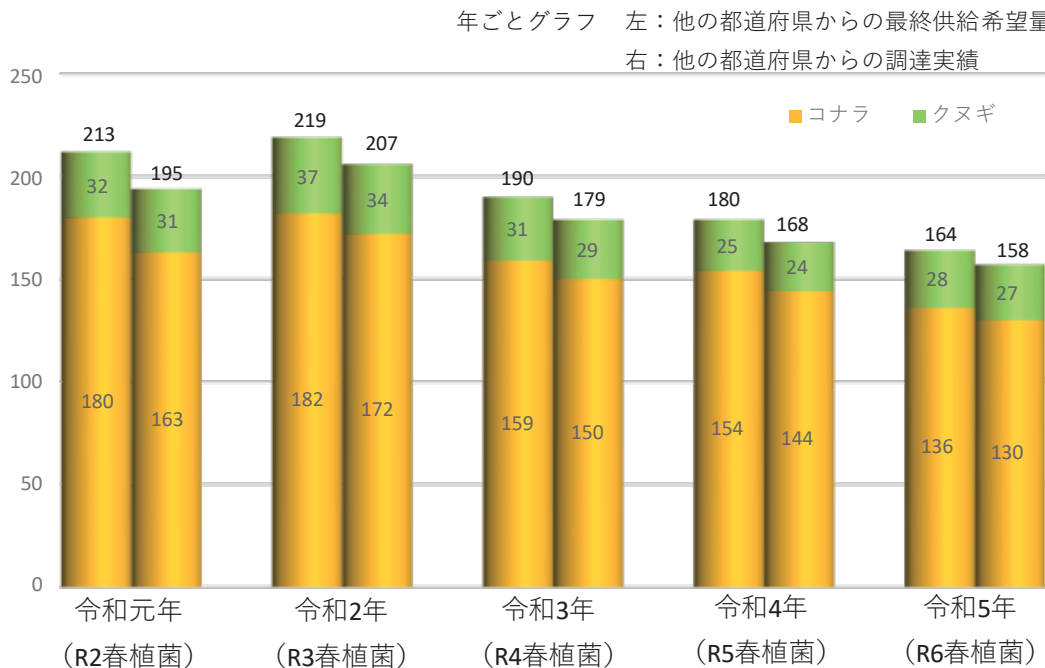
（３）きのこ原木の需給見通し等

林野庁がとりまとめた他都道府県からの春植菌用きのこ原木の供給希望量と調達実績は「表 2 - 7」のとおりとなっている。

傾向としては、全国で見れば需給のギャップは年々減少傾向にあるが、その中において原木が調達できなかった主な要因として、原木価格の上昇、伐採業者の事業縮小（高齢化）などが上げられる。

表 2-7 きのか原木調達実績

(単位：万本)



注：コナラには、ミズナラ、ナラ類、その他樹種を含む

グラフ計は樹種ごとの四捨五入により合わない場合がある

5 今後の課題

これまでの関係者による原木確保に向けたマッチング等の取組は着実に成果を上げてきており、需給のギャップは縮まりつつある。しかしながら、樹種ごと、地域ごとに見ると、原発事故の影響を受けた東日本ではコナラの原木が不足し、西日本ではクヌギの供給力に余裕があるなど必ずしも生産者にとって需給バランスが回復したとまでは言い切れない状況にある。

また、供給の広域化は輸送費の掛かり増しなど、原木価格の上昇に拍車をかけることにもなっており、原木しいたけ栽培の経営を圧迫する大きな要因となっている。

このため、以下のような点について留意しながら、引き続き取り組みを強化していく必要がある。

- (1) 出荷制限の解除に向けた動きが本格化する中で、東日本地域ではきのか原木の指標値 (50 Bq/kg) を超える原木の使用等が制限されていることから、県域を超えた広域的な圏域からの原木調達を積極的に行う必要がある。

一方で、原木の供給側においては林業事業体の高齢化もあり、高性能林業機械等を利用できずほとんどが手作業となるきのか原木の生産が敬遠される傾向もあり、供給希望量の確保が難しいと言った声がある。

このため、放射能汚染の影響を受けている地域では、自県内の原木林の汚染状況調査や原木非破壊検査を活用した実証検査を継続的に実施することで、より汚染度の低い原木林の確保やそのための調査方法の改善等を検討するなど流通再開に向けた対応が必要となっている。

- (2) コナラが不足している地域では、県の普及担当等による生産者に対する技術的アドバイスにより、コナラからクヌギに代えた栽培方法の普及に努め上手に適応されたことで生産量の回復が期待される。

一方で、放射能汚染の影響を受けている地域では原木林が適齢期を過ぎた大径木となり、萌芽更新が促進されにくくなるため、継続的な施業を行い資源を循環利用することが喫緊の課題となっている。

- (3) 「原木価格の推移」(表2-5) のとおり、原発事故後のきのこ原木の取引価格は依然として高い水準が続いている。

原木価格は、原木しいたけ経営に大きな影響を与えており、その影響は原発事故によって原木林が直接的な影響を受けた東日本地区のみならず、全国的な原木需給の逼迫から西日本の各県にも及んでいると言える。

このような厳しい状況下において、原木しいたけ生産を継続して行くため、生産者からは東京電力による賠償の安定的な継続や国・県等の助成措置の継続・拡充を求める声が強い。更に、今、燃料価格の高騰による影響も出ており、今後のしいたけ生産の継続のためには、原木の生産、加工、流通等の各段階でのコストダウン(規格の緩和、省力化・機械化など)の取組みが求められている。

- (4) 森林の立木を伐採するときは伐採造林届の提出が必要とされている中、令和5年4月1日からは隣接する森林との境界状況が確認できる書類が必要とされ、事後のトラブル防止のためにも、隣接所有者による同意等確認が得られていることが市町村からの適合(確認)通知書の交付に必要とされている。

ただし、境界杭などにより境界が明らかな場合や伐採区域が境界に接しない場合などには省略ができることになるので、市町村の実情に応じた対応が必要とされる。

(きのこ原木需給に係る検討委員会・資料編)

1 検討委員会の開催概要

令和6年度 原木需給に係る検討委員会の概要

- ・開催日時：令和6年12月2日（月）13:00～15:00
- ・開催場所：Web形式による開催
- ・出席者：別添の名簿のとおり
- ・提出資料：別紙のとおり以下の資料を提出

資料1 「安全なききのこ原木安定供給体制構築支援事業の概要」

資料2 「しいたけ関係基礎資料」

資料3 「きのこ原木需給検討委員会資料」

別途資料1 「令和6年度補正予算の概要」

別途資料2 「改正クリーンウッド法の概要」

(別添)

きのこ原木需給に係る検討委員会出席者名簿

構 成	氏 名	所 属
学識経験者	長谷部 公三郎	(一財) 日本きのこセンター・菌茸研究所・所長
	福井 陸夫	全国食用きのこ種菌協会・技術顧問
きのこ生産者	国分 進	(一社) 東日本原木しいたけ協会(福島県生産者)
	濱屋 郁生	(一社) 東日本原木しいたけ協会(千葉県生産者)
原木供給者	鈴木 金一	あぶくま地域広葉樹利用協同組合・理事長
	高橋 悟	秋田県森林組合連合会・参与
	丹治 俊宏	福島県森林組合連合会・代表理事専務
	大嶋 康平	栃木県森林組合連合会・業務課長
	芝 芳亀	愛媛県森林組合連合会・代表理事専務
	田上 博輝	熊本県森林組合連合会・事業部次長
	中野 洋司	大分県森林組合連合会・参事兼事業部長
県担当	中村 日香	岩手県農林水産部林業振興課(技師)
	辻 龍介	宮城県水産林政部林業振興課(技術補佐)
	本間 定寿	秋田県農林水産部園芸振興課(主幹)
	浦田 香織	山形県農林水産部森林ノミクス推進課(主査)
	渡辺 真紀夫	福島県農林水産部林業振興課(主任主査)
	西丸 昂汰	茨城県農林水産部林政課(主任)
	杉本 恵理子	栃木県環境森林部林業木材産業課(主任)
	宮内 総介	群馬県環境森林部森林局林業振興課(主任)
	島袋 燎太	千葉県農林水産部森林課(主事)
林野庁	経営課特用林産対策室	

検討委員会の概要

1 配布資料の説明

林野庁より、資料1「安全なきのこ原木安定供給体制構築支援事業」、資料3「しいたけ原木検討委員会資料」及び「令和6年度補正予算」等についての概要を説明

事務局より、資料2「しいたけ関係基礎資料」及び「改正クリーンウッド法」の概要を説明

2 質疑応答、情報交換

(1) 資料2、資料3及び令和6年度補正予算等に関する質疑及び情報交換

栃木県

栃木県です。しいたけ原木の伐採・搬出の機械化について、樹皮の部分に傷がついてしまうようなことが資料にあったが、グラップルソーにはきのこ原木用にクッション等が付いたものを使っても樹皮に傷が付くような段階でしょうか。情報があれば教えてもらいたい。

林野庁

資料にある事例でどうかは不明だが、特に九州地方の生産者は割とクッション材を付けていることがあって、傷の入りは意外と気にするほどでもないと聞いている。これが生産者に一般化できるのかあるいは特定の技術を持ったスペシャルな人なのかどうかは今一つ分からないところがあって、このような事例だけをもって進めて行くことが良いのかこの機会を利用して皆様のご意見をお聞きしたいと思いこのような事例を出したところです。

事務局

今、林野庁からこのような方法がどこでも使えるのかのご質問がありましたが、県森林組合連合会の方で、このような形でグラップルソーを使ったり、ヒアブを使ってトラックへ積み込んだりしている事例があればご紹介頂きたい。

中野委員

大分県森林組合連合会です。資料3のP10にある機械化の話は、平成24年から栃木県へ原木を供給する際、だいぶグラブルソーを使っておりましたが栃木県の生産者からは傷の無い原木を求めると言うことで、気を付けておりましたがクッション材云々の話は無かったが実際売買するにはかなり厳しい形です。

大分県の中では皮剥がれはそんなに気にしませんが、実際供給を12年間続けるなか傷があれば撥ねられてしまうことで、実際に人力はきついので機械化をしたいところだが、今年ある森林組合がチェーンソーで伐採して元玉だけをつかんで行なう取組を今年実行しようかと思っている。その際、掴んだ1m分を破棄する前提になる。このため、立木1本から6〜7玉採れたところを1玉分捨てるので5〜6玉となると効率を考えるとどちらが良いのかになる。

事務局

今、原木の傷について意見交換をしておりますが、実際使っておられる生産者の立場でどうでしょうか。

飯泉委員

仲間の生産者でわざわざ傷のある原木で栽培試験をされた方もおりまして、自分達も機械化することで原木の生産本数が増えてもらえればありがたいので、取組に協力したいと思っているところではあるが、電話での聞き取りでは 10%程度を超えるような皮の剥離があると大まかな数字になるが生産量に影響が出るようなことを聞いており、傷とか皮の剥がれの範囲が3割を超えると収量に影響が出てくるようなことは聞いている。

だいたい原木1本からきのこの売り上げで生しいたけが千円位を売り上げる。乾しいたけだとたぶん売上金額的には少ないと思う。生しいたけが千円ですので3割の剥離があって2割くらい収量が落ちるとなると、同じ栽培で200円位採算が悪くなることになり。原木代が200円安くなってトントンの勘定になってしまう。そのため、200円高ければ手作業で行った方が林業者（素材生産者）も実入りが大きいのではないかとと思われるが、平均的にどのくらい皮が剥がれてしまうのか、その辺が機械化した時のポイントになるのではないかと聞いている。

事務局

専門家の長谷部先生、福井先生、原木の傷をどのように見ておられるかご意見を頂きたい。

長谷部委員

傷の試験は、飯泉委員はやっておられるようだが我々はやったことがない。ただ、どうしても椎茸の菌糸を保護する点から皮が必要であり、3割の傷で収量が2割減になると厳しいのではないかとと思われる。傷はできるだけ付けない方が買う側も良いと思う。

なお、四国の方で森林組合を辞めた若い方がグラップルソーの操作ができ、どんどん立木を伐採し、お年寄りの方が付いて行き玉切りを行う原木生産組合のようなものを作って自分たちが使う原木を集団で機械を活用して非常に上手く行っていると聞いている。

傷の商品としては、もう少し調べないと分からないということです。

福井委員

長谷部先生が言われたとおり、原木の栽培で見ていると生産者側では少しでも傷が付いて入ってくるものは、以前は返品していた訳で例えば小さな1カ所位の傷であればホーロのようなものをして防ぐが、そこから雑菌汚染がクヌギ関係では特に早くなる傾向があることが分かっているので、できる限り、グラップルソーで伐採したとしても玉切りは丁寧に行う方が良いと思う。効率化の面で費用が高くなるような問題もあると思うが、その辺が技術的に解決できたらと思う。

飯泉委員

東北の方で傷あり原木というか機械搬出で上手く経営をされている方の話を聞いたことがある。その方は原木伐採と販売もされているが、ご自身でも植菌して生産をされている方になる。

自分の生産地のすぐそばにコナラ林などの森林資源があって、立木で購入するにはコストが安く、それを多少ラフに扱って傷が付いてもその分本数を出せば良いとの考え方をお持ちであれば、傷を気にせず栽培をすることは十分可能ではないかと考えている。どうしても原木を購入する際は、運送費もかなり要することもあり、福島原発事故以降長距離の運送が増えたことから、その時、傷ついた原木でも運送費が同じく必要となることから傷が付いているものが混ざって更にコストをかけて運ぶことになれば採算性が難しくなっている。

もし自分の家の傍に原木林があって、自分の社員と木を切ってくる感じだったら機械化して5万本よりも同じ期間で7万本切れるのであれば1.4倍切って栽培をした方が効率的に良いとする判断ではないかと思っている。

事務局

参考になるかですが、石川県試験場でこの研究をされている方が、能登は原木の「のとてまり」で有名な生しいたけの産地であり、殆ど能登地方の原木を使った栽培をしているが、どうしても森林組合や伐採業者へお願いしても人手も少ないことから積込みをグラップルなどを使って傷が入った場合に椎茸の発生量や雑菌がどうなるかを秋のきのこ学会で発表している。これからも続けて試験をしてみたいとお聞きしておりますので、機会があればきのこ学会の論文集に掲載されていると思うので、参考になるのではと思っています。

原木の伐採・搬出について、機械化の方から始まりましたが原木の要件等も含めて気が付かれた点がありますか。全体の需給でも結構ですのでお話しがあればどなたからでも結構です。

福井委員

機械での伐採は、選別して伐採（抜き切り）するのではなく皆伐に近い形でしょうか。

林野庁

現場の状況まで把握が出来ていないが、通常であれば、ある程度の面積を皆伐しているのではないかと思います。現地の状況をここでは把握していないが恐らくそうではないかと想像している。

福井委員

皆伐された後は、萌芽更新と植林のいずれになるか。

林野庁

基本、萌芽更新になる。

芝委員

愛媛県森林組合連合会です。傷の件ですが、機械で伐採している原木の傷のことは、愛媛県から栃木県行きの原木の要望になるが、余り伐採後に水を浸しすぎないようにとのご要望があって我々がやっている乾しいたけの伐採時期より少し遅らせ気味で伐採しているのが現状となっている。そうすると皮が剥がれやすくなる要因も生んでしまうので、そのような要望に応じるとそういった要因も生ずることをご理解いただきたい点もあるこ

とをお繋ぎしておきたい。

事務局

含水率というか乾燥の具合によっても皮が剥がれやすい剥がれにくいのもあるのではないかと考えたと思います。

芝委員

そのとおり。別に愛媛県に限ったものではなく、今、スギ、ヒノキも年中伐採しているが本来であれば秋から冬場の木が動かない時期になってから伐採していた。現在は年間通して伐採しているので、機械で伐採作業をすると皮が剥がれやすいのが現状であるので、そこはご理解頂ければと思う。

事務局

竹内室長（林野庁）、機械化の部分について皆様からご意見がありましたが、最後この部分について締めて頂きたい。

林野庁

色々なご意見ありがとうございました。ここについては生産者が何を求めているかと伐採の現場では、どんなに上手くやっても傷ができたり皮が剥がれるものがあるかなどについて知見を集め共有し、どこまでだったら使えるものになるのかこれから情報集め、共有して行きたいと思っている。

事務局

横道にそれて恐縮になるが、先の天皇が亡くなられた時に大嘗祭で使う丸太はカラマツやスギの皮つき丸太で当時これの検品を携わった経験があるが、その時にはグラップルソーは一切使わずスリングを掛けてフォワーダーには畳を敷き、トラックには全部発砲スチロールを敷いた覚えもあるので、皮をどう傷つけないようにするかは課題が多いと思う。先ほど、飯泉委員からも話がありましたが、椎茸の栽培そのものにどのような影響を与えるかを皆様から次の機会にでもご意見を集めたいと思うので、ご意見を頂ければと思う。

他の話題として、先程、林野庁から来年度予算も含めてありました。何かご意見・ご要望等はありませんか。

福井委員

先程、林野庁からご説明のあった特用林産物の需要拡大で5頁、輸出拡大に向けた課題解決に向けた取り組みと言うことで、以前、森林総合研究所の関谷先生と自分が中心に平成22年（2010年）の報告、今から14年前に株式会社流通システム研究センターが中心になって林野庁特用林産対策室の予算だったと思うが、生鮮きのこ輸出実行プランを行っている。その時に鮮度保持調査も行っており、だいたい2週間くらい船で行ったところまでは鮮度を保てるような記憶をしている。

原木椎茸については、非常に有機JASは取りやすく有機JASを日本と同等の認証を認めている国がUSA、カナダ、EUが中心で持っていけたら良いのではないかと。なぜかと言えば東南アジアは、既にタイ、ベトナムは自国で椎茸栽培を盛んに始めているのでUSAやEUの方が良い。なぜそんなことを言うかは情報が入っていて、スペイン、ポルトガル、

フランスその他の EU の国々には、中国からの菌床が入ってきて栽培された椎茸がスペイン産、ポルトガル産として、日本のように中国産となっていないので困っているとする国々の生産者からの情報が間接的に入ってきている。特に原木栽培は有機 JAS を取りやすいと思うので、ただ鮮度保持がどこまでできるかは分からないが EU や USA では同等性が認められているので、それに向けた輸出拡大が出来るのではないかと私は思うので参考にして頂ければと思っている。

林野庁

コメントありがとうございます。カナダなどの方面でのビーガンの流行り等で需要が高まっている状況ということで伺っている。需要やニーズが伸びるような国を重点的に林野庁でも行っていききたいと思っている。

事務局

今年も生鮮の輸出について調査をさせて頂いている。カナダなどの北米地域まで輸出すると、船で3週間になる。実際に生産者から北米の消費者まで届くとなると4週間位の鮮度保持ができるかどうかと言うのが、一つのポイントになるのかと。あとヨーロッパだともう1週間余計に掛かるかと思っている。もう1週間だとニュージーランド、オーストラリアの赤道を超えた向こう側に4週間あるとコンテナで持って行けると冬と夏の需要期がずらせた消費拡大が出来る道もないかと調べてもおりますので、報告書等が出来たら皆様にもお知らせをしたいと思っている。

長谷部委員

生での鮮度保持ということで、長く鮮度保持ができ地球どこでも持って行けるようになることは非常に良いことだと思う。もう一つ、皆様ご承知のとおり冷凍にすると相当の間持つので、その時に原木しいたけになると日本独自のものになり、この美味しさをしっかり世界に食べて頂けるので、是非、輸出促進というか日本の里山の広葉樹林を循環利用しながら素晴らしいものを世界の人々に食べて頂くと言うことを是非とも進めて頂けたらと思う。

事務局

これについても今年、冷凍椎茸は国内でも商品開発の途中ですが、出来ればそのようなことをやりたく試作品を作って頂いてもいるので、また輸出先国での反応等情報としてご提供できれば良いかと考えている。

林野庁

濱屋委員から頂いていた資料の補足をしておきたいと思う。生産者の方々、東電賠償の関係とか原木林について、自分達で本当にそこが安全なのかどうかを確認する方法がないので、そこはシッカリやって頂きたいとお話かと思っている。一つとして林野庁でもほだ木の検査ということを各地で実態調査を行なっており、年間千本位になってしまうが、地域によってバラツキがあり、どこであれば絶対安全ですと示すことはかなり難しい状況かと正直思うところです。

国の方で資料3の28頁にある「特用林産施設体制整備復興事業」として、出荷制限が

課された地域の皆様については他の地域に比べれば放射性物質の検査等に掛かり増しが発生することになるので、他の地域の生産者とイコールになるように掛かり増し経費に相当するものに支援を行っている状況です。新規の生産者にも触れられているが、これについては掛かり増しになることは新規生産者も同様になるので、震災後に、新たに生産される方にもお使いいただける仕組みにしている。今後事業自体をどうして行くかはあるが、他の地域に比べると掛かり増しなる、ひと汗かかないとなかなか生産・出荷に結びつかないところをキチンと確認しながら支援して行きたいと考えており、東京電力の賠償は個別事情や時間も要することからこのような事業のご活用もお願いしたい。

また、東京電力に対して必要なことは我々も言って行きたいと思っているので、よろしくをお願いします。締め挨拶とは違いましたが補足をさせて頂きました。

事務局

本日の会議を締めさせていただきます。後ほど追加の資料等出席者の方が整理したもの本日の概要については、委員の先生方にお送りしたいと思います。

(以上)

きのこ原木需給検討委員会

資料 1

令和6年12月2日

林野庁経営課特用林産対策室

安全なきのこ原木安定供給体制構築支援事業の概要

(令和6年度予算 国産特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策)

1 事業の目的

2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、食品の基準値(100Bq/kg)を超過するきのこが発生したことによる出荷制限等が東日本を中心に今もなお行われている。また、きのこ原木の指標値(50Bq/kg)を超える原木の使用等が制限され、全国的なきのこ原木の不足が生じるなどの状況にあることから、安全なきのこ原木の安定供給によるきのこ生産者の生産再開・継続が課題となっている。

このため、これらのきのこ原木について、供給者側と需用者側双方から、全国的あるいは県域を越えた広域的な圏域を対象とした供給希望情報と供給可能情報の幅広い収集と情報提供、需給のマッチング支援等が必要であることから、有識者、きのこ生産事業体、原木の取扱事業体、中央団体、都道府県等の関係者による検討委員会等を設置し、安全なきのこ原木の安定供給体制の構築を図る。

2 事業内容

安全なきのこ原木の安定供給体制の構築を図るため、『きのこ原木需給に係る検討委員会』を設置。

- ・きのこ生産用原木を取り巻く現状把握、情報の収集・分析、安定供給に係る課題の整理
- ・安定供給を進めるための具体的な対応策の検討
- ・安定供給に係る地域の課題の共有
- ・供給可能情報の掘り起こし

きのこ原木の安定供給体制の仕組み(イメージ)

きのこ原木需給に係る検討委員会

【構成員】

有識者、生産・流通関係者、関係団体、
県(地域代表)、国(林野庁)

・現状把握、分析等

・課題整理、対応策検討

・安定供給プランの作成

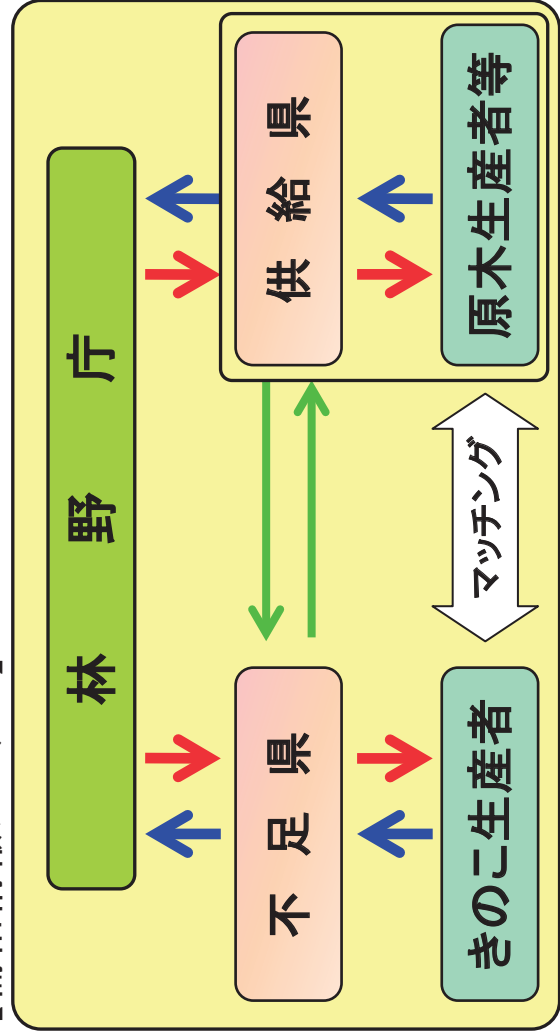
・需給情報の運用方法検討

・長期的な原木確保に向けた方策の検討
(原木林造成、長期安定供給の取組)

・きのこ生産者、森林組合、森林所有者等
への幅広い働きかけによる原木情報の
収集及び提供

・供給希望者に対し、マッチングの支援

【需給情報システム】



需給情報を広範囲に収集し有効に
活用

需給情報システムが円滑化

きのこ原木需給検討委員会

資料 2

令和6年12月2日

日本特用林産振興会

しいたけ関係基礎資料

	目次	頁
1	しいたけの需給表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-2	しいたけ生産量・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	都道府県別・しいたけ生産量（令和5年）・・・・・・	3
2-2	都道府県別・生産量の推移（乾しいたけ）・・・・・・	4
2-3	都道府県別・生産量の推移（生しいたけ）・・・・・・	5
3	都道府県別・しいたけ生産者数（令和5年）・・・・・・	6
3-2	都道府県別・原木しいたけ生産者数の推移・・・・・・	7
3-3	都道府県別・菌床生しいたけ生産者数の推移・・・・・・	8
3-4	しいたけ生産者数・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4	原木価格の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4-2	原木価格（ほだ木 1本当たり）・・・・・・・・・・	11
5	平均的な原木の規格及び原木価格（令和5年）・・・・・・	12
6	原木伏込量及び菌床数の推移・・・・・・・・・・	13
6-2	原木伏込量・・・・・・・・・・・・・・・・	14
7	原木の調達ルート（令和5年）・・・・・・・・・・	15
8	原木の自県内外別調達内訳（令和5年）・・・・・・	16
8-2	原木の県外調達・・・・・・・・・・・・・・・・	17

1. しいたけの需給表

(1) 乾しいたけの需給表

単位：トン

区 分	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
生産量	4,091	3,516	2,631	2,302	2,216	2,034	1,816
輸入量	8,375	6,127	5,029	4,354	4,575	4,596	4,350
輸出量	85	40	58	33	41	36	36
消費量	12,381	9,603	7,602	6,623	6,750	6,594	6,130
輸入割合	68%	64%	66%	66%	68%	70%	71%

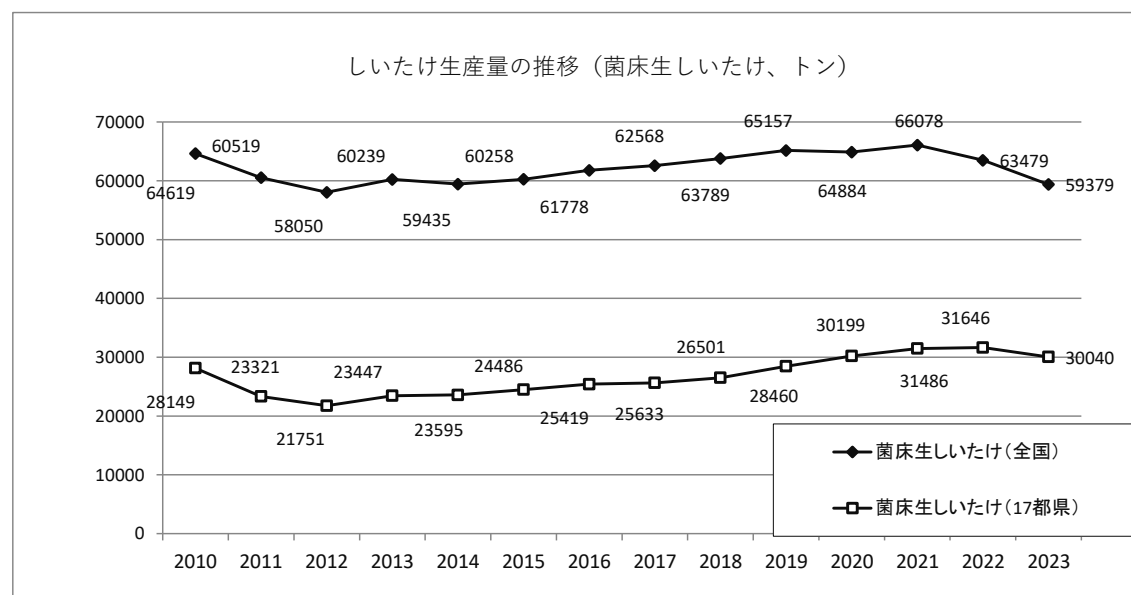
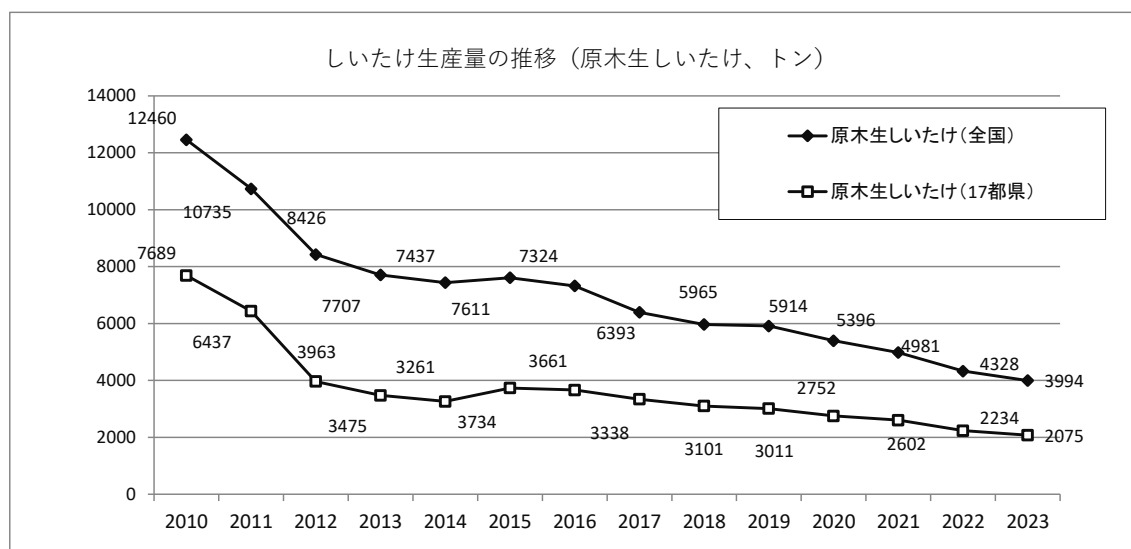
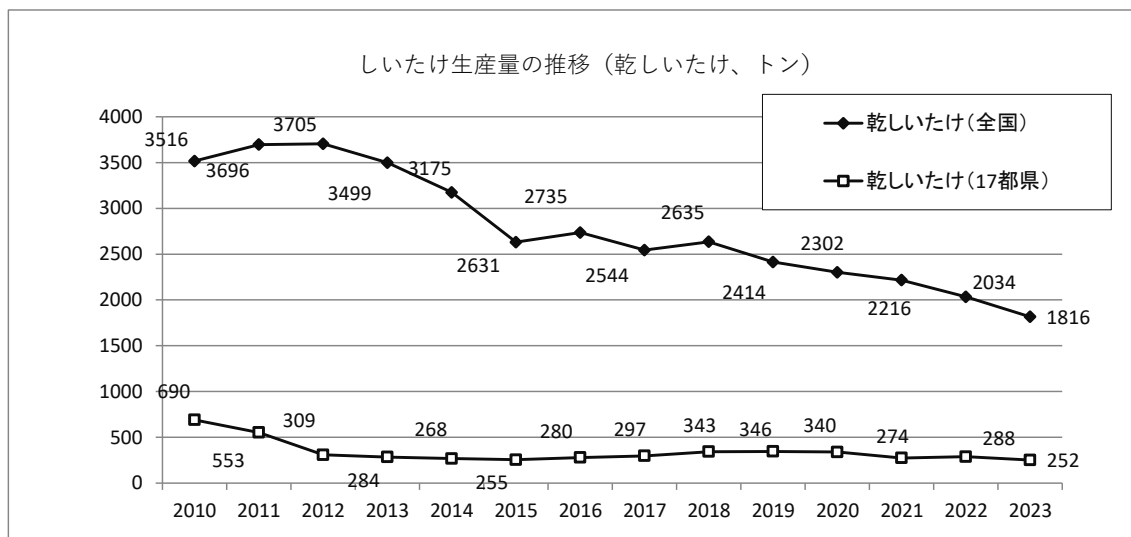
(2) 生しいたけの需給表

区 分	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
生産量	65,186	77,079	67,869	70,280	71,058	67,807	63,373
輸入量	22,526	5,616	2,388	1,785	1,988	2,262	2,162
輸出量	-	-	-	-	-	14	16
消費量	87,712	82,695	70,257	72,065	73,046	70,055	65,519
輸入割合	26%	7%	3%	2%	3%	3%	3%

注1. 消費量は、生産量＋輸入量－輸出量である。

2. 計が一致しない部分は、四捨五入による。

1-2 しいたけ生産量



注：17都県とは、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡

2. 都道府県別・しいたけ生産量（2023年(令和5年)）

（単位：トン）

都道府県	乾しいたけ						生しいたけ		
	原木栽培				菌床栽培	乾しいたけ計	原木栽培	菌床栽培	生しいたけ計
	どんこ	こうしん	山成	計					
01北海道	0.4	0.3	0.6	1.3	24.1	25.4	122.3	3,439.4	3,561.7
02青森	-	-	0.4	0.4	2.3	2.7	27.1	191.2	218.3
03岩手	16.6	17.7	20.4	54.7	27.6	82.3	110.5	4,181.3	4,291.8
04宮城	0.3	3.1	0.7	4.2	1.7	5.8	58.1	835.2	893.3
05秋田	1.1	0.5	0.2	1.8	0.7	2.6	132.2	3,638.0	3,770.2
06山形		X	-	X	X	4.3	27.8	1,041.2	1,069.0
07福島	1.2	0.2	0.4	1.8	7.2	9.0	80.0	3,402.0	3,482.0
08茨城	0.2	1.4	2.2	3.8	6.6	10.4	291.7	399.8	691.5
09栃木	1.2	9.9	11.1	22.2	6.6	28.8	113.8	2,494.9	2,608.8
10群馬	0.2	0.3	0.3	0.8	19.4	20.2	397.3	3,515.1	3,912.4
11埼玉	0.1	2.7	3.6	6.4	0.3	6.7	115.9	452.7	568.7
12千葉	0.4	0.9	0.8	2.0	2.8	4.8	73.1	2,852.7	2,925.7
13東京	0.1	0.1	0.0	0.1	0.9	1.0	51.0	138.7	189.7
14神奈川	0.0	0.1	0.0	0.1	1.3	1.4	32.2	164.4	196.6
15新潟	1.2	4.1	2.3	7.6	7.4	14.9	28.5	2,249.7	2,278.2
16富山	0.6	0.0	-	0.6	0.2	0.9	7.7	1,430.9	1,438.6
17石川	0.5	3.0	0.5	4.0	1.9	5.9	14.5	281.7	296.2
18福井	0.9	1.4	0.0	2.3	1.0	3.3	7.5	160.1	167.5
19山梨	0.2	0.1	0.1	0.4	0.7	1.1	27.3	186.0	213.3
20長野	0.8	1.0	2.6	4.5	0.7	5.2	40.3	3,030.2	3,070.5
21岐阜	0.0	0.8	0.3	1.1	35.8	36.9	77.2	1,812.1	1,889.3
22静岡	7.1	19.6	19.2	46.0	4.7	50.7	468.1	811.9	1,280.0
23愛知	0.5	0.4	0.4	1.2	2.2	3.4	67.7	587.3	655.0
24三重	0.0	0.5	2.9	3.4	9.2	12.6	39.6	790.2	829.9
25滋賀	X	X	X	X	X	1.0	X	X	9.9
26京都	0.5	0.6	0.5	1.6	0.2	1.8	23.6	103.0	126.6
27大阪	X	X	-	X	X	7.4	X	X	57.7
28兵庫	0.4	2.5	2.2	5.2	8.5	13.7	60.7	740.7	801.4
29奈良	0.3	0.4	0.7	1.4	0.1	1.5	29.4	272.0	301.3
30和歌山	0.4	0.3	0.2	0.9	7.1	8.0	24.8	1,063.3	1,088.1
31鳥取	2.2	3.4	2.7	8.3	1.1	9.4	19.6	301.2	320.8
32島根	2.5	5.5	0.5	8.5	1.0	9.5	7.0	782.3	789.2
33岡山	0.5	0.7	1.0	2.2	2.6	4.8	39.0	1,388.8	1,427.8
34広島	1.7	3.2	0.8	5.6	0.3	5.9	66.4	661.3	727.7
35山口	1.5	3.0	3.8	8.2	4.2	12.4	23.1	306.6	329.7
36徳島	0.1	0.1	0.1	0.3	6.4	6.7	39.1	7,161.2	7,200.3
37香川	X	X	X	X	X	0.7	10.9	108.5	119.4
38愛媛	7.6	14.8	68.6	91.0	9.0	100.1	49.8	372.8	422.6
39高知	2.2	11.9	5.0	19.1	1.2	20.4	97.6	315.5	413.1
40福岡	1.8	2.1	13.6	17.5	2.1	19.6	167.8	801.8	969.6
41佐賀	2.0	3.0	0.0	5.0	0.3	5.3	21.8	39.4	61.2
42長崎	6.0	5.6	6.2	17.8	21.2	39.0	26.1	2,489.9	2,516.0
43熊本	X	X	X	X	X	186.4	173.4	277.5	450.9
44大分	308.4	331.8	10.3	650.5	3.3	653.8	203.2	1,616.4	1,819.6
45宮崎	92.3	92.3	113.2	297.8	12.3	310.1	67.4	2,156.6	2,224.0
46鹿児島	3.5	46.3	-	49.8	7.5	57.3	398.2	229.8	628.1
47沖縄	-	-	-	-	1.2	1.2	-	69.5	69.5
計	501.5	665.4	383.2	1,550.1	266.0	1,816.3	3,994.2	59,378.5	63,372.7

表中に用いた記号（以降の表中すべて）

「0」、「0.0」は、単位に満たないもの

「-」は、事実のないもの

「x」は、統計数値が公表されていないもの

2-2. 都道府県別・生産量の推移（乾しいたけ）

（単位：トン）

都道府県	乾しいたけ											
	原木栽培						菌床栽培					
	2010年 (平成22年)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2010年 (平成22年)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)
01北海道	2.1	1.6	x	4.9	0.9	1.3	4.8	28.8	x	9.5	7.6	24.1
02青森	0.2	-	-	-	0.0	0.4	-	-	0.0	0.1	0.0	2.3
03岩手	201.1	77.5	87.0	61.3	62.8	54.7	-	33.8	32.7	37.1	31.4	27.6
04宮城	22.0	2.7	4.5	3.3	3.3	4.2	1.1	1.9	2.6	6.8	4.4	1.7
05秋田	1.5	1.8	2.3	2.1	1.6	1.8	0.2	4.8	0.7	0.8	1.0	0.7
06山形	0.0	x	x	x	x	x	-	x	x	3.1	x	x
07福島	36.8	1.5	1.6	1.3	1.5	1.8	-	6.2	6.9	12.0	19.6	7.2
08茨城	49.4	3.2	3.6	2.5	3.3	3.8	1.0	0.9	4.0	1.7	1.8	6.6
09栃木	159.0	25.8	26.9	27.7	29.5	22.2	2.5	7.6	5.0	7.5	6.6	6.6
10群馬	22.0	x	1.8	x	x	0.8	3.0	x	13.1	18.0	x	19.4
11埼玉	8.8	8.7	10.0	6.1	7.6	6.4	-	1.2	0.2	0.9	0.3	0.3
12千葉	11.9	6.6	5.2	4.7	3.0	2.0	-	1.2	0.6	1.5	1.5	2.8
13東京	0.5	0.3	0.2	0.1	x	0.1	0	0.7	1.4	1.1	x	0.9
14神奈川	0.8	0.3	0.2	0.2	0.3	0.1	2.5	0.5	1.2	0.1	0.5	1.3
15新潟	38.1	10.9	9.6	13.1	9.9	7.6	-	6.3	7.2	11.1	7.4	7.4
16富山	0.5	0.3	0.2	0.3	x	0.6	0.5	12.3	14.6	2.1	x	0.2
17石川	16.0	6.7	6.0	6.4	6.4	4.0	1.0	0.8	0.3	0.2	0.2	1.9
18福井	1.7	1.8	2.0	2.9	3.2	2.3	0	0.0	0.1	0.2	0.7	1.0
19山梨	10.8	1.0	1.0	0.6	0.4	0.4	-	0.7	0.4	0.5	0.6	0.7
20長野	7.7	4.6	4.2	4.7	5.1	4.5	0.7	2.5	0.2	0.6	0.6	0.7
21岐阜	6.5	3.3	1.7	2.4	1.9	1.1	6.1	0.3	10.9	14.8	15.1	35.8
22静岡	107.9	104.8	102.2	63.0	58.8	46.0	0	0.5	1.0	1.2	0.6	4.7
23愛知	7.1	1.9	1.8	2.3	1.7	1.2	-	4.1	4.8	6.4	5.6	2.2
24三重	9.7	5.1	5.0	5.3	3.4	3.4	-	10.4	12.4	12.5	12.8	9.2
25滋賀	5.4	x	0.4	x	1.0	x	1.8	x	0.1	0.1	0.1	x
26京都	2.7	2.4	2.7	2.5	1.3	1.6	-	0.5	0.5	0.5	0.1	0.2
27大阪	6.2	x	0.8	0.8	0.9	x	-	x	6.8	6.8	6.8	x
28兵庫	7.8	5.5	4.6	5.2	5.1	5.2	0.2	3.0	2.6	4.0	4.3	8.5
29奈良	8.0	3.8	4.1	1.8	0.9	1.4	-	0.2	0.1	0.1	0.4	0.1
30和歌山	4.9	2.9	2.0	1.8	1.5	0.9	1.4	1.6	2.8	5.0	3.4	7.1
31鳥取	19.3	16.2	16.1	15.1	10.3	8.3	-	1.4	1.4	2.0	2.1	1.1
32島根	23.0	9.5	8.0	9.7	9.5	8.5	1.6	7.2	9.3	7.9	6.6	1.0
33岡山	31.3	20.6	12.6	6.9	4.9	2.2	1.7	1.1	3.6	2.4	3.2	2.6
34広島	6.6	4.9	3.3	3.9	4.1	5.6	0.8	3.4	2.3	1.9	1.9	0.3
35山口	23.2	12.6	9.0	9.7	8.9	8.2	0.1	14.6	10.1	10.1	10.1	4.2
36徳島	2.3	0.3	x	0.7	0.6	0.3	0.7	3.1	x	4.5	7.4	6.4
37香川	1.9	0.8	0.7	0.9	0.8	x	-	-	-	-	1.4	x
38愛媛	212.6	123.3	114.7	123.9	98.4	91.0	-	3.8	4.1	2.9	4.4	9.0
39高知	22.2	21.3	12.9	12.5	19.0	19.1	0.4	1.2	6.4	5.7	1.8	1.2
40福岡	26.1	15.7	18.1	19.4	19.3	17.5	-	2.4	2.0	2.2	1.3	2.1
41佐賀	6.1	6.0	7.4	7.4	4.8	5.0	0.3	0.4	0.3	0.3	0.1	0.3
42長崎	80.3	24.0	20.2	20.0	17.3	17.8	0.6	35.6	26.5	29.5	27.3	21.2
43熊本	232.7	181.5	176.3	226.0	208.4	x	-	0.1	0.5	-	0.1	x
44大分	1,398.5	946.3	914.3	838.3	768.8	650.5	2.0	1.7	1.6	1.2	-	3.3
45宮崎	585.4	417.2	391.5	373.9	348.6	297.8	5.2	4.3	8.5	14.1	11.5	12.3
46鹿児島	47.5	70.8	65.5	55.7	47.8	49.8	-	11.7	9.5	10.4	7.6	7.5
47沖縄	0.0	-	-	-	-	-	0	-	1.2	1.4	1.2	1.2
計	3,476.1	2,159.4	2,065.5	1,953.2	1,788.5	1,550.1	40.2	254.8	236.5	262.8	245.8	266.0
割合	99%	89%	91%	88%	88%	85%	1%	11%	9%	12%	12%	15%

2-3. 都道府県別・生産量の推移（生しいたけ）

（単位：トン）

都道府県	生しいたけ											
	原木栽培						菌床栽培					
	2010年 (平成22年)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2010年 (平成22年)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)
01北海道	372	181	170	144	116	122	6,371	6,539	5,254	5,487	4,816	3,439
02青森	118	59	39	36	35	27	142	179	171	140	171	191
03岩手	386	156	152	132	127	111	6,549	4,098	4,581	4,528	5,990	4,181
04宮城	184	101	70	76	63	58	1,022	975	860	963	917	835
05秋田	196	94	96	105	91	132	3,557	3,531	3,753	3,794	4,051	3,638
06山形	106	40	49	38	30	28	1,321	1,201	1,248	1,177	1,051	1,041
07福島	775	96	96	105	99	80	2,890	2,757	2,979	3,266	3,247	3,402
08茨城	1,010	391	339	338	332	292	376	412	427	414	499	400
09栃木	1,308	127	140	121	127	114	2,837	3,030	3,082	3,031	3,028	2,495
10群馬	1,359	541	489	432	379	397	3,462	3,426	3,634	3,671	3,285	3,515
11埼玉	313	183	174	150	130	116	649	488	594	517	475	453
12千葉	339	134	105	134	74	73	576	1,948	2,372	3,343	2,554	2,853
13東京	215	84	69	60	61	51	72	79	93	157	168	139
14神奈川	80	49	46	44	38	32	303	129	231	163	207	164
15新潟	122	55	47	49	41	29	2,583	2,503	2,410	2,376	2,075	2,250
16富山	43	10	9	11	7	8	1,048	1,393	1,568	1,564	1,477	1,431
17石川	109	20	15	14	14	15	881	427	338	304	273	282
18福井	37	20	17	14	7	8	294	182	195	190	161	160
19山梨	140	43	44	34	28	27	159	120	146	162	180	186
20長野	191	69	64	58	42	40	1,049	2,951	2,718	2,959	2,944	3,030
21岐阜	228	123	93	98	72	77	2,042	2,302	2,009	2,367	2,182	1,812
22静岡	847	791	734	692	539	468	604	635	902	827	805	812
23愛知	129	74	75	70	63	68	700	647	654	788	636	587
24三重	93	33	35	31	46	40	878	620	634	756	848	790
25滋賀	46	6	5	4	4	x	625	285	349	368	358	x
26京都	88	51	51	48	31	24	124	159	164	151	122	103
27大阪	101	43	40	34	30	x	52	55	35	34	35	x
28兵庫	118	154	59	65	58	61	978	686	626	616	698	741
29奈良	148	52	54	47	20	29	234	314	337	363	239	272
30和歌山	66	38	30	29	25	25	1,106	1,124	1,079	1,057	1,045	1,063
31鳥取	49	32	28	29	20	20	164	248	238	249	291	301
32島根	40	26	10	8	6	7	1,825	1,659	1,507	1,359	1,227	782
33岡山	45	29	23	34	34	39	546	1,139	1,299	1,476	1,400	1,389
34広島	213	64	61	61	59	66	763	697	617	612	676	661
35山口	65	65	40	37	29	23	152	274	331	327	312	307
36徳島	33	53	35	16	43	39	8,757	8,156	7,877	7,031	7,562	7,161
37香川	65	24	21	12	10	11	275	258	178	111	124	109
38愛媛	48	33	46	53	33	50	754	597	552	569	601	373
39高知	130	89	59	44	90	98	337	334	405	389	347	316
40福岡	231	140	173	181	157	168	582	455	498	557	638	802
41佐賀	27	24	23	25	18	22	74	56	49	48	36	39
42長崎	99	61	68	58	35	26	3,398	2,980	2,752	2,798	2,690	2,490
43熊本	742	276	264	251	211	173	377	378	377	384	380	278
44大分	528	349	357	302	251	203	988	1,444	1,417	1,517	1,562	1,616
45宮崎	164	87	77	73	68	67	1,810	3,014	3,063	2,837	2,574	2,157
46鹿児島	715	748	707	587	537	398	333	220	206	195	165	230
47沖縄	1	-	-	-	-	-	4	54	78	90	85	70
計	12,460	5,914	5,396	4,981	4,328	3,994	64,619	65,157	64,884	66,078	65,204	59,379
割合	16%	8%	8%	7%	6%	6%	84%	92%	92%	93%	94%	94%

3. 都道府県別・しいたけ生産者数（2023年(令和5年)）

（単位：戸）

都道府県	原 木 栽 培			菌床栽培	合 計
	乾しいたけ	生しいたけ	計	生しいたけ	
01北海道	2	34	36	53	89
02青森	-	10	10	18	28
03岩手	304	93	397	170	567
04宮城	5	52	57	30	87
05秋田	5	18	23	190	213
06山形	-	34	34	116	150
07福島	12	44	56	114	170
08茨城	12	47	59	28	87
09栃木	46	84	130	138	268
10群馬	1	126	127	102	229
11埼玉	9	46	55	30	85
12千葉	12	64	76	25	101
13東京	1	48	49	15	64
14神奈川	-	9	9	21	30
15新潟	57	40	97	54	151
16富山	1	11	12	13	25
17石川	31	105	136	16	152
18福井	4	17	21	19	40
19山梨	1	35	36	16	52
20長野	60	52	112	26	138
21岐阜	6	41	47	151	198
22静岡	118	113	231	62	293
23愛知	9	13	22	71	93
24三重	6	11	17	29	46
25滋賀	10	37	47	5	52
26京都	6	30	36	29	65
27大阪	1	15	16	1	17
28兵庫	16	113	129	32	161
29奈良	10	17	27	11	38
30和歌山	23	105	128	30	158
31鳥取	73	126	199	24	223
32島根	143	144	287	99	386
33岡山	15	19	34	11	45
34広島	20	92	112	22	134
35山口	55	106	161	15	176
36徳島	3	8	11	123	134
37香川	-	6	6	5	11
38愛媛	682	97	779	34	813
39高知	170	224	394	28	422
40福岡	471	724	1,195	268	1,463
41佐賀	15	62	77	4	81
42長崎	103	16	119	10	129
43熊本	234	292	526	9	535
44大分	2,879	75	2,954	28	2,982
45宮崎	1,020	146	1,166	17	1,183
46鹿児島	146	961	1,107	6	1,113
47沖縄	-	-	-	9	9
計	6,797	4,562	11,359	2,327	13,686

（注）原木しいたけ生産者数のうち乾しいたけ、生しいたけ両方を生産している場合は、収入が多い方の生産者数に区分した。

3-2. 都道府県別・原木しいたけ生産者数の推移

(単位：戸)

都道府県	原木乾しいたけ						原木生しいたけ					
	2010年 (H22)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2010年 (H22)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)
01北海道	1	-	1	5	2	2	83	49	48	39	35	34
02青森	1	-	-	-	-	-	55	17	15	14	10	10
03岩手	990	433	405	392	357	304	167	103	107	104	104	93
04宮城	73	8	7	12	9	5	95	62	63	63	58	52
05秋田	4	6	6	4	7	5	83	33	26	29	30	18
06山形	0	1	1	1	1	-	117	55	47	41	36	34
07福島	103	12	13	11	10	12	340	63	60	49	57	44
08茨城	60	11	10	10	11	12	160	62	49	56	55	47
09栃木	134	52	49	47	51	46	628	85	92	88	86	84
10群馬	41	2	4	1	1	1	321	190	164	158	152	126
11埼玉	4	5	5	9	6	9	61	75	68	49	52	46
12千葉	12	11	15	12	10	12	112	140	126	117	93	64
13東京	0	-	-	-	1	1	143	78	64	58	53	48
14神奈川	0	-	-	-	-	-	31	21	18	18	14	9
15新潟	222	92	80	68	66	57	71	44	48	42	50	40
16富山	1	-	-	-	1	1	28	14	14	15	11	11
17石川	120	50	44	45	30	31	28	111	110	112	107	105
18福井	1	5	6	5	6	4	11	20	10	22	14	17
19山梨	72	31	31	12	8	1	87	72	69	37	33	35
20長野	116	68	68	65	63	60	230	36	39	63	54	52
21岐阜	12	7	5	9	14	6	79	55	56	48	45	41
22静岡	236	157	159	126	118	118	204	194	187	162	143	113
23愛知	103	25	11	11	8	9	168	26	23	19	15	13
24三重	13	7	7	5	6	6	42	19	21	21	23	11
25滋賀	3	2	4	2	4	10	17	37	31	34	31	37
26京都	5	5	7	13	12	6	67	102	97	105	62	30
27大阪	3	1	3	4	-	1	31	28	21	20	19	15
28兵庫	33	18	15	15	17	16	87	132	128	123	142	113
29奈良	25	10	12	9	5	10	56	27	26	19	9	17
30和歌山	56	21	7	8	19	23	77	93	82	98	97	105
31鳥取	168	121	108	102	85	73	152	216	188	197	129	126
32島根	517	183	194	189	167	143	31	41	32	41	33	144
33岡山	66	40	49	47	18	15	33	52	14	13	21	19
34広島	119	32	26	21	26	20	136	45	31	79	86	92
35山口	241	106	104	89	85	55	1,154	249	161	151	126	106
36徳島	26	3	1	3	4	3	22	15	16	8	10	8
37香川	13	-	-	-	-	-	10	10	9	9	8	6
38愛媛	1,228	964	845	847	752	682	120	165	166	166	168	97
39高知	1,330	1,016	951	146	151	170	1,752	1,547	1,122	230	232	224
40福岡	133	60	83	28	26	471	1,099	923	896	554	625	724
41佐賀	25	30	30	28	18	15	69	84	84	81	60	62
42長崎	350	293	291	288	288	103	253	20	16	15	13	16
43熊本	766	528	472	316	328	234	658	434	485	359	344	292
44大分	4,217	3,582	3,301	3,224	3,158	2,879	257	137	138	115	92	75
45宮崎	2,111	1,323	1,230	1,160	1,046	1,020	102	146	143	145	155	146
46鹿児島	182	162	157	142	143	146	1,803	1,012	965	966	953	961
47沖縄	0	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
計	13,936	9,483	8,817	7,531	7,138	6,797	11,333	7,139	6,375	4,952	4,745	4562

(注) 原木しいたけ生産者数のうち乾しいたけ、生しいたけ両方を生産している場合は、収入が多い方の生産者数に区分した。

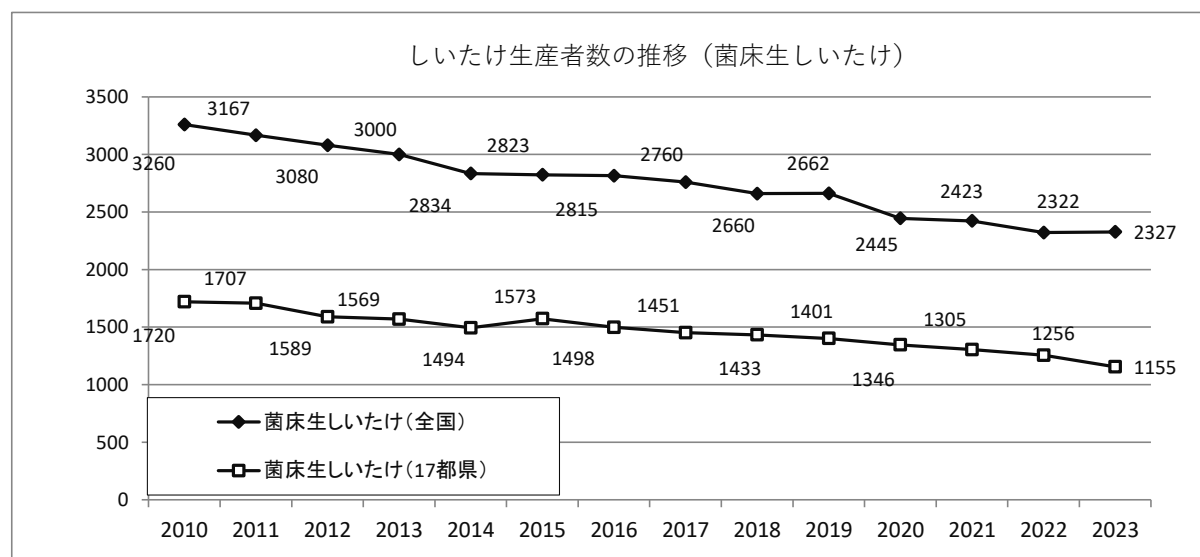
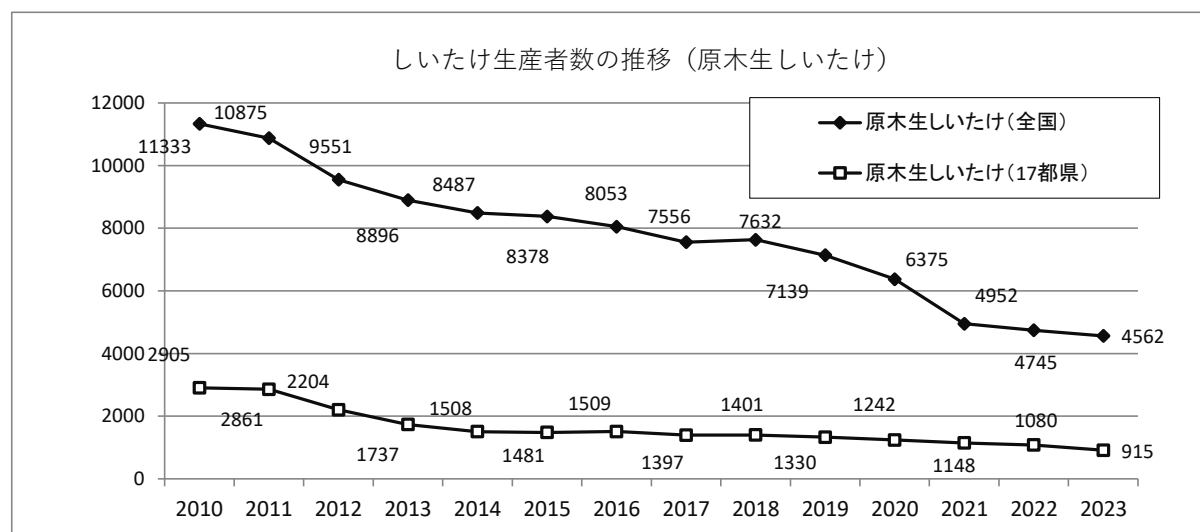
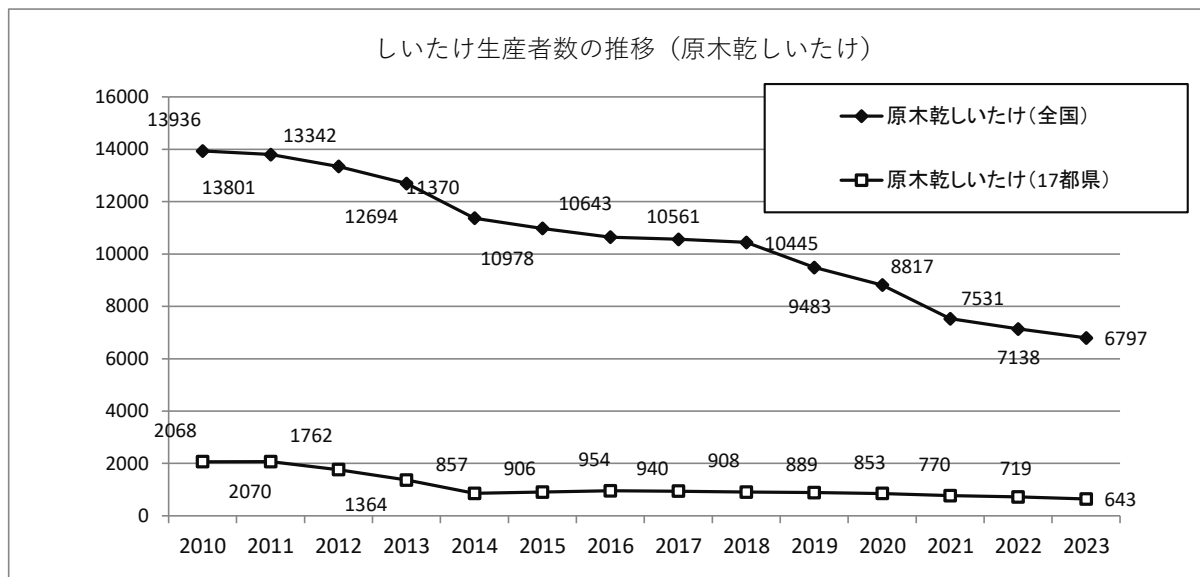
3-3. 都道府県別・菌床生しいたけ生産者数の推移

(単位：戸)

都道府県	菌床生しいたけ					
	2010年 (H22)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)
01北海道	117	78	74	71	65	53
02青森	27	17	17	17	19	18
03岩手	329	226	203	184	179	170
04宮城	50	46	32	34	35	30
05秋田	286	238	235	223	202	190
06山形	150	146	142	149	124	116
07福島	189	150	133	132	124	114
08茨城	33	41	37	39	37	28
09栃木	162	150	151	146	148	138
10群馬	143	117	114	113	106	102
11埼玉	55	39	39	32	38	30
12千葉	33	29	32	27	27	25
13東京	8	13	14	16	15	15
14神奈川	29	23	27	22	22	21
15新潟	93	72	68	58	53	54
16富山	20	14	14	18	14	13
17石川	42	21	20	24	23	16
18福井	32	19	17	20	19	19
19山梨	22	22	23	33	22	16
20長野	61	17	21	20	40	26
21岐阜	205	161	165	160	149	151
22静岡	50	55	58	60	65	62
23愛知	128	75	73	69	76	71
24三重	43	30	22	27	31	29
25滋賀	6	9	5	5	5	5
26京都	22	17	20	20	23	29
27大阪	7	8	6	2	5	1
28兵庫	58	32	25	23	26	32
29奈良	21	19	18	16	11	11
30和歌山	27	22	28	36	30	30
31鳥取	38	40	39	37	38	24
32島根	184	145	141	128	103	99
33岡山	16	15	11	14	38	11
34広島	19	24	24	26	20	22
35山口	35	16	15	18	16	15
36徳島	216	160	142	133	122	123
37香川	13	12	10	6	5	5
38愛媛	76	63	46	32	50	34
39高知	27	51	38	65	29	28
40福岡	14	51	22	57	63	268
41佐賀	6	6	5	5	4	4
42長崎	22	14	13	13	12	10
43熊本	15	68	14	9	8	9
44大分	64	44	44	43	40	28
45宮崎	50	26	22	19	20	17
46鹿児島	10	14	14	12	13	6
47沖縄	7	7	12	10	8	9
計	3,260	2,662	2,445	2,423	2,322	2327

(注) 原木しいたけ生産者数のうち乾しいたけ、生しいたけ両方を生産している場合は、収入が多い方の生産者数に区分した。

3-4 しいたけ生産者数



注：17都県とは、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、

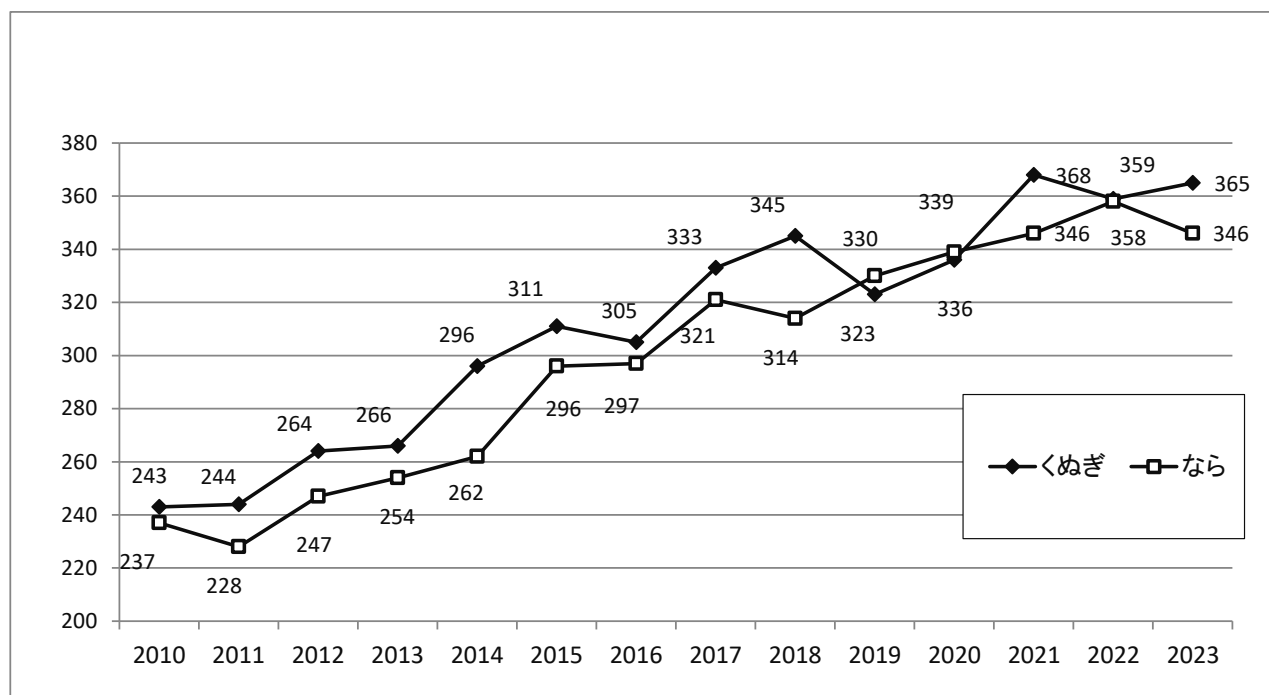
4. 原木価格の推移

(単位：円)

年次	樹種 区分	なら		くぬぎ		その他	
		ほだ木 1 本 当たり価格	m ³ 当たり 価 格	ほだ木 1 本 当たり価格	m ³ 当たり 価 格	ほだ木 1 本 当たり価格	m ³ 当たり 価 格
昭和	45	-	4,015	-	4,259	-	2,840
	50	-	8,183	-	8,994	-	6,463
	55	173	20,900	185	21,500	140	16,000
	57	175	21,000	187	21,400	150	16,500
	58	178	21,200	194	22,000	147	16,800
	59	184	22,200	196	23,300	169	17,200
	60	188	22,600	202	23,300	163	17,500
	61	193	23,100	205	24,000	159	17,700
	62	191	22,400	210	23,800	164	17,500
	63	198	23,300	213	23,900	160	16,900
平成	元	205	23,800	218	24,800	168	18,700
	2	207	24,000	211	24,000	172	18,700
	3	218	25,500	223	25,800	173	19,600
	4	221	24,500	235	26,100	174	19,500
	5	225	26,600	244	27,100	184	21,800
	6	222	25,318	238	26,629	185	22,338
	7	227	25,648	236	25,430	195	22,190
	8	232	25,029	240	25,045	189	20,964
	9	225	24,769	236	24,395	188	18,992
	10	224	23,838	239	24,222	191	19,168
	11	247	24,697	238	24,739	189	18,610
	12	244	24,162	244	24,601	182	19,120
	13	224	23,838	239	24,222	185	18,550
	14	217	21,862	229	21,476	155	15,116
	15	217	20,738	237	21,478	181	31,266
	16	226	21,769	241	22,643	184	19,019
	17	229	21,771	245	23,102	200	18,554
	18	226	21,826	236	22,119	199	18,028
	19	229	21,616	236	21,747	188	17,041
	20	233	21,386	237	21,206	195	18,657
	21	232	21,773	232	21,108	205	19,336
	22	237	22,826	243	22,723	196	18,447
	23	228	21,421	244	22,311	204	16,019
	24	247	21,618	264	22,732	228	17,974
	25	254	23,724	266	24,725	199	16,121
	26	262	23,298	296	22,481	261	19,788
	27	296	28,462	311	29,306	287	25,282
	28	297	28,007	305	29,483	259	24,324
	29	321	30,434	333	31,885	298	24,460
	30	314	28,645	345	31,450	285	25,489
令和	元	330	29,626	323	27,966	312	26,005
	2	339	29,969	336	26,865	287	21,130
	3	346	30,081	368	27,843	334	23,530
	4	358	29,023	359	25,560	339	25,113
	5	346	29,477	374	28,732	345	29,996

- (注) 1. 都道府県報告を単純平均した。
 2. 平成5年までのm³当たり価格は四捨五入して100円止めとした。
 3. その他の主な樹種は、しい、しで、くり、あべまきである。

4-2 原木価格（ほだ木 1本あたり）



5. 平均的な原木の規格及び原木価格（2023年(令和5年)）

（単位：cm）

都道府県	平均的な原木の規格	
	径級	長さ
01北海道	12	90
02青森	12	90
03岩手	12	91
04宮城	12	91
05秋田	12	91
06山形	12	91
07福島	12	90
08茨城	13	90
09栃木	12	90
10群馬	12	90
11埼玉	13	89
12千葉	12	91
13東京	14	89
14神奈川	12	91
15新潟	13	90
16富山	13	93
17石川	12	92
18福井	16	92
19山梨	14	91
20長野	11	92
21岐阜	12	91
22静岡	14	99
23愛知	13	89
24三重	12	98
25滋賀	15	98
26京都	14	95
27大阪	14	112
28兵庫	13	101
29奈良	14	96
30和歌山	15	97
31鳥取	16	100
32島根	17	99
33岡山	12	99
34広島	14	99
35山口	13	100
36徳島	13	95
37香川	15	97
38愛媛	12	104
39高知	10	100
40福岡	17	98
41佐賀	15	102
42長崎	10	107
43熊本	13	109
44大分	12	108
45宮崎	15	108
46鹿児島	14	102
47沖縄	-	-

原木価格（庭先渡し、年平均）

（単位：円）

都道府県	な ら		くぬぎ		その他	
	1㎡あたり	1本あたり	1㎡あたり	1本あたり	1㎡あたり	1本あたり
01北海道	24,453	292	32,114	250	32,114	250
02青森	30,048	391	-	-	-	-
03岩手	27,364	312	-	-	-	-
04宮城	36,073	418	-	-	-	-
05秋田	32,183	344	-	-	-	-
06山形	27,680	319	-	-	38,889	350
07福島	44,068	458	-	-	49,556	446
08茨城	52,358	425	37,143	376	-	-
09栃木	39,426	511	56,090	727	-	-
10群馬	27,024	290	17,654	358	-	-
11埼玉	24,149	285	27,006	350	-	-
12千葉	25,191	269	22,247	222	-	-
13東京	42,356	391	56,617	400	-	-
14神奈川	38,086	473	-	-	-	-
15新潟	38,785	462	-	-	-	-
16富山	44,378	461	-	-	-	-
17石川	28,768	368	-	-	-	-
18福井	25,117	436	29,394	445	4,167	300
19山梨	26,296	298	18,676	277	-	-
20長野	29,156	304	-	-	-	-
21岐阜	35,261	335	28,123	312	38,580	500
22静岡	31,710	414	17,279	359	9,041	300
23愛知	39,171	382	25,000	400	-	-
24三重	36,770	365	30,523	379	-	-
25滋賀	17,675	182	17,407	313	-	-
26京都	38,986	432	27,789	475	-	-
27大阪	31,818	287	25,825	270	19,815	210
28兵庫	31,525	389	29,026	427	-	-
29奈良	16,327	264	17,398	293	-	-
30和歌山	33,084	378	25,279	399	-	-
31鳥取	21,231	315	23,319	415	24,000	240
32島根	33,327	428	32,694	358	-	-
33岡山	29,714	320	33,533	377	31,000	310
34広島	16,189	288	18,846	298	8,500	335
35山口	23,693	258	25,540	358	40,500	405
36徳島	-	350	40,000	300	40,000	300
37香川	22,500	328	-	-	25,000	250
38愛媛	20,530	280	23,835	333	-	-
39高知	20,317	249	27,360	292	-	-
40福岡	9,926	370	24,217	355	-	-
41佐賀	7,422	190	10,822	218	-	-
42長崎	-	-	60,000	600	-	-
43熊本	14,285	270	9,720	642	-	-
44大分	23,323	260	29,084	305	25,279	287
45宮崎	21,738	246	23,625	361	-	-
46鹿児島	57,500	500	53,719	467	63,500	696
47沖縄	-	-	-	-	-	-

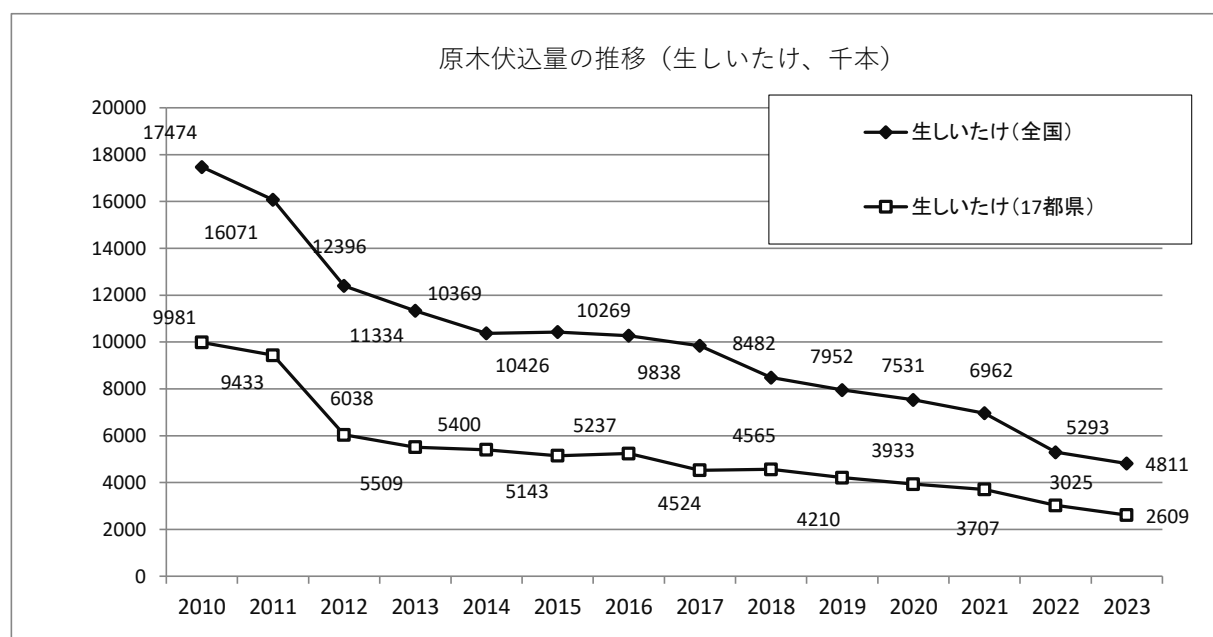
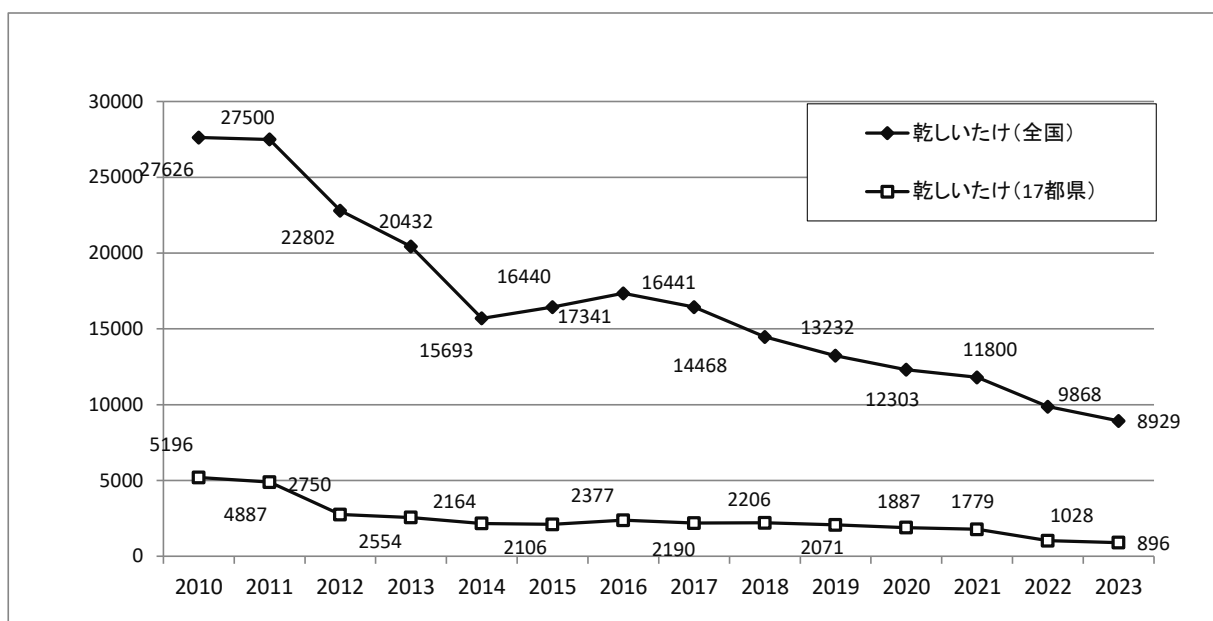
6. 原木伏込量及び菌床数の推移

項目 年	乾 し い た け		生 し い た け		乾・生しいたけ		菌床数
	本 数 千本	材 積 m ³	本 数 千本	材 積 m ³	本 数 千本	材 積 m ³	個数 千個
昭和 45	90,069	804,943	102,387	768,950	192,456	1,573,893	…
50	89,759	837,556	140,085	964,715	229,844	1,802,271	…
55	105,766	970,588	155,085	1,076,817	260,851	2,047,405	…
57	89,892	839,247	141,957	1,012,997	231,849	1,852,244	…
58	102,037	948,970	140,275	987,348	242,312	1,936,318	…
59	109,444	1,019,990	137,383	967,599	246,827	1,987,589	…
60	106,969	976,298	140,928	998,151	247,897	1,974,449	…
61	101,158	913,082	136,306	983,253	237,464	1,896,335	…
62	90,409	831,264	137,405	992,071	227,814	1,823,335	…
63	82,715	766,423	131,187	968,103	213,902	1,734,526	…
平成 元	75,211	699,805	121,755	916,188	196,966	1,615,993	…
2	73,135	688,506	114,056	874,983	187,191	1,563,489	…
3	67,504	628,253	103,547	794,459	171,051	1,422,712	…
4	64,754	604,692	97,995	768,812	162,749	1,373,504	…
5	60,687	561,242	89,058	701,250	149,745	1,262,492	47,695
6	54,568	524,973	81,332	660,863	135,900	1,185,836	58,666
7	46,835	455,380	72,519	599,304	119,353	1,054,684	62,280
8	42,390	415,935	65,537	550,800	107,927	966,735	68,442
9	41,863	429,877	61,272	525,817	103,135	955,694	72,712
10	43,227	469,428	58,049	510,062	101,275	979,489	74,389
11	43,072	463,770	49,645	442,381	92,717	906,151	76,826
12	37,265	396,908	44,430	406,116	81,695	803,024	69,911
13	32,538	362,141	37,263	356,043	69,802	718,185	75,988
14	29,833	328,735	33,588	324,153	63,421	652,888	76,562
15	30,364	330,527	32,136	303,557	62,499	634,084	83,327
16	30,013	336,658	29,408	273,188	59,421	609,846	82,314
17	28,966	316,220	25,175	248,282	54,141	564,502	92,096
18	27,789	301,284	24,430	233,897	52,219	535,181	97,415
19	26,729	314,682	22,605	226,902	49,334	541,584	100,009
20	28,040	339,549	20,901	208,367	48,941	547,916	97,559
21	28,733	335,343	20,056	207,210	48,789	542,553	118,817
22	27,626	334,179	17,474	198,077	45,100	532,256	111,150
23	27,500	336,627	16,071	183,811	43,571	520,438	118,728
24	22,802	279,374	12,396	157,634	35,198	437,008	156,685
25	20,432	244,893	11,334	142,621	31,766	387,514	108,328
26	15,693	185,476	10,369	127,045	26,062	312,521	116,388
27	16,440	194,836	10,426	119,724	26,866	314,560	113,182
28	17,341	205,472	10,269	123,005	27,610	328,477	124,942
29	16,466	197,901	9,838	113,370	26,304	311,271	130,747
30	14,468	172,376	8,482	102,091	22,950	274,469	122,015
令和 元	13,232	158,732	7,952	91,859	21,186	250,590	127,052
2	12,303	153,091	7,531	89,149	19,833	242,239	134,942
3	11,800	154,909	6,962	91,230	18,761	246,141	121,756
4	9,868	132,262	5,293	77,044	15,162	209,301	119,829
5	8,929	120,829	4,811	70,057	13,738	190,884	…

参考：令和5年原木の樹種比率（材積）なら33%、くぬぎ66%、その他1%

（注）合計が一致しないのは、四捨五入による。

6-2 原木伏せ込み量



注：17都県とは、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡

7. 原木の調達ルート（2023年(令和5年)）

（単位：m 3）

都道府県	自己所有の 山林から	原木所有者から立木 又は素材で直接購入	森林組合を 通じて購入	農協を 通じて購入	木材業者を 通じて購入	その他	合 計
01北海道	127	150	1,014	-	1,252	30	2,573
02青森	25	460	10	186	52	-	733
03岩手	1,992	2,208	769	1,328	824	425	7,546
04宮城	-	7	924	12	32	267	1,241
05秋田	22	512	170	403	565	256	1,928
06山形	146	15	-	19	1,901	704	2,785
07福島	33	45	990	128	109	8	1,313
08茨城	820	69	-	321	42	3,972	5,225
09栃木	76	745	2,492	-	-	4	3,317
10群馬	336	1,216	1,452	2,086	849	225	6,164
11埼玉	200	837	-	-	943	217	2,198
12千葉	285	-	1,149	-	-	45	1,479
13東京	60	40	-	12	80	372	565
14神奈川	45	23	22	-	101	489	679
15新潟	1	526	90	221	76	1	914
16富山	116	4	-	-	82	-	202
17石川	109	294	83	443	-	32	962
18福井	546	201	90	-	-	190	1,028
19山梨	33	102	19	-	204	7	365
20長野	106	934	15	-	47	13	1,115
21岐阜	211	252	12	-	821	77	1,374
22静岡	11,476	2,126	242	111	633	107	14,696
23愛知	69	-	-	-	1,020	87	1,176
24三重	298	510	18	-	239	21	1,086
25滋賀	275	604	-	-	257	-	1,136
26京都	94	188	1	-	30	89	401
27大阪	143	110	4	33	156	43	489
28兵庫	355	290	9	-	583	197	1,434
29奈良	41	487	-	-	262	76	867
30和歌山	21	233	-	-	-	278	532
31鳥取	632	1,159	-	70	110	22	1,993
32島根	1,779	204	115	162	-	230	2,490
33岡山	213	238	14	-	49	3	516
34広島	540	353	20	48	551	118	1,630
35山口	270	454	32	-	79	65	899
36徳島	46	37	-	-	264	124	470
37香川	44	104	-	-	-	150	298
38愛媛	6,923	2,656	693	-	8	14	10,295
39高知	293	334	197	-	334	-	1,157
40福岡	267	144	12	-	3	84	509
41佐賀	127	835	1	-	-	243	1,206
42長崎	438	731	-	-	93	-	1,262
43熊本	9,439	5,471	56	-	15	324	15,305
44大分	17,893	30,299	14	-	-	123	48,329
45宮崎	25,065	5,206	422	-	45	791	31,529
46鹿児島	1,371	5,119	975	-	8	-	7,434
47沖縄	-	-	-	-	-	-	-
合計	83,401	66,532	12,126	5,583	12,719	10,523	190,884
割合	43.7%	34.9%	6.4%	2.9%	6.7%	5.5%	100.0%

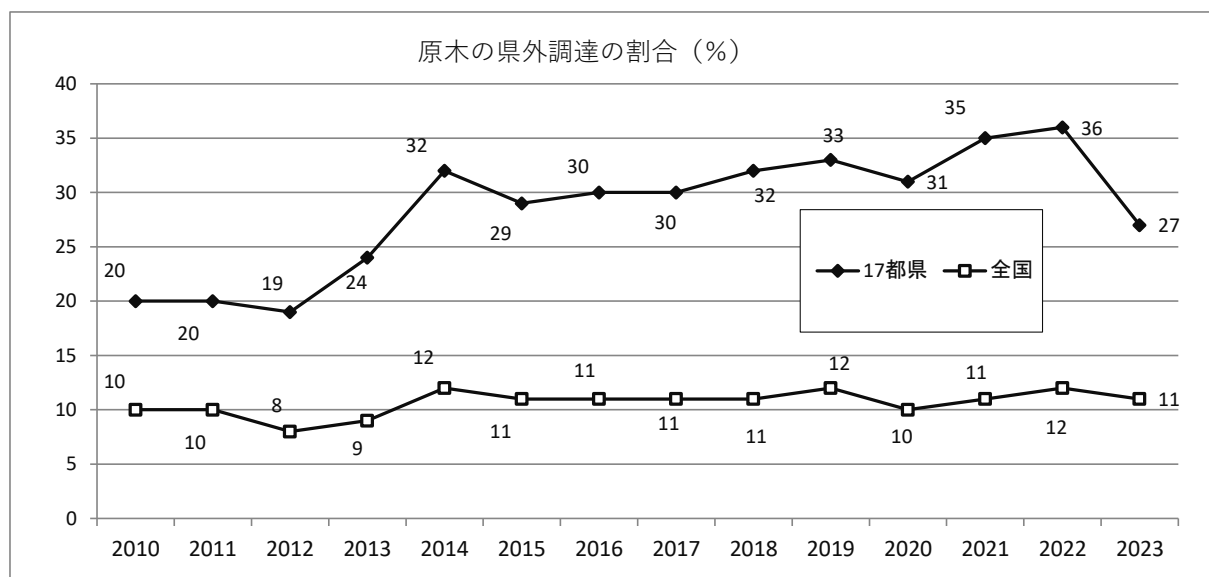
（注）四捨五入の関係で計が一致しない部分がある。

8. 原木の自県内外別調達内訳（2023年(令和5年)）

(単位：m³、％)

都道府県	原木 合計	自県・他県別				(他県からの調達内訳)								
						調達先第1位			第2位			第3位		
		自県内	比率	他県から	比率	県名	材積	比率	県名	材積	比率	県名	材積	比率
01北海道	2,573	2,573	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02青森	733	116	16	617	84	岩手県	617	100	-	-	-	-	-	-
03岩手	7,546	7,520	100	26	-	秋田県	26	100	-	-	-	-	-	-
04宮城	1,241	-	-	1,241	100	岩手県	1,078	87	青森県	78	6	山梨県	12	1
05秋田	1,928	1,609	83	320	17	山形県	256	80	岩手県	64	20	-	-	-
06山形	2,785	2,668	96	116	4	青森県	116	100	-	-	-	-	-	-
07福島	1,313	519	40	794	60	岩手県	515	65	長野県	204	26	秋田県	35	4
08茨城	5,225	1,000	19	4,225	81	埼玉県	1,338	32	山梨県	633	15	栃木県	563	13
09栃木	3,317	1,157	35	2,160	65	大分県	1,192	55	熊本県	203	9	愛媛県	199	9
10群馬	6,164	5,149	84	1,015	16	長野県	362	36	栃木県	300	30	福島県	205	20
11埼玉	2,198	1,888	86	310	14	岩手県	105	34	栃木県	76	25	群馬県	65	21
12千葉	1,479	303	20	1,176	80	岩手県	557	47	山梨県	189	16	愛媛県	144	12
13東京	565	104	18	461	82	山梨県	376	82	群馬県	45	10	岩手県	14	3
14神奈川	679	67	10	612	90	長野県	350	57	山梨県	173	28	静岡県	45	7
15新潟	914	555	61	359	39	岩手県	277	77	秋田県	44	12	福島県	18	5
16富山	202	155	77	48	24	新潟県	30	63	福島県	17	35	-	-	-
17石川	962	962	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18福井	1,028	997	97	31	3	福島県	30	97	滋賀県	1	3	-	-	-
19山梨	365	327	90	38	10	長野県	38	100	-	-	-	-	-	-
20長野	1,115	1,100	99	15	1	山梨県	15	100	-	-	-	-	-	-
21岐阜	1,374	1,125	82	249	18	長野県	89	36	山梨県	63	25	大分県	50	20
22静岡	14,696	13,884	94	812	6	山梨県	699	86	長野県	89	11	群馬県	24	3
23愛知	1,176	225	19	951	81	長野県	536	56	岐阜県	291	31	大分県	71	7
24三重	1,086	939	86	147	14	奈良県	80	54	兵庫県	27	18	滋賀県	20	14
25滋賀	1,136	886	78	250	22	三重県	250	100	-	-	-	-	-	-
26京都	401	251	63	150	37	山梨県	120	80	兵庫県	12	8	青森県	10	7
27大阪	489	264	54	225	46	三重県	106	47	奈良県	40	18	大分県	31	14
28兵庫	1,434	1,049	73	386	27	山梨県	185	48	岡山県	118	31	広島県	47	12
29奈良	867	454	52	412	48	大分県	412	100	-	-	-	-	-	-
30和歌山	532	261	49	271	51	山梨県	95	35	群馬県	70	26	兵庫県	41	15
31鳥取	1,993	1,762	88	231	12	兵庫県	156	68	広島県	76	33	-	-	-
32島根	2,490	2,098	84	392	16	大分県	262	67	北海道	60	15	広島県	40	10
33岡山	516	516	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34広島	1,630	1,319	81	311	19	大分県	181	58	岡山県	130	42	-	-	-
35山口	899	834	93	65	7	大分県	64	98	群馬県	0	0	岩手県	0	0
36徳島	470	199	42	271	58	香川県	271	100	-	-	-	-	-	-
37香川	298	298	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38愛媛	10,295	10,295	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39高知	1,157	1,046	90	111	10	愛媛県	111	100	-	-	-	-	-	-
40福岡	509	446	88	63	12	大分県	63	100	-	-	-	-	-	-
41佐賀	1,206	1,206	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42長崎	1,262	1,262	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43熊本	15,305	14,705	96	600	4	大分県	600	100	-	-	-	-	-	-
44大分	48,329	48,329	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45宮崎	31,529	29,319	93	2,210	7	熊本県	1,973	89	鹿児島県	237	11	-	-	-
46鹿児島	7,473	7,473	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47沖縄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	190,884	169,214	89%	21,671	11%		13,531			3,240			1,634	

8-2 原木の県外調達



注：17都県とは、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡

きのこ原木需給検討委員会

資料 3

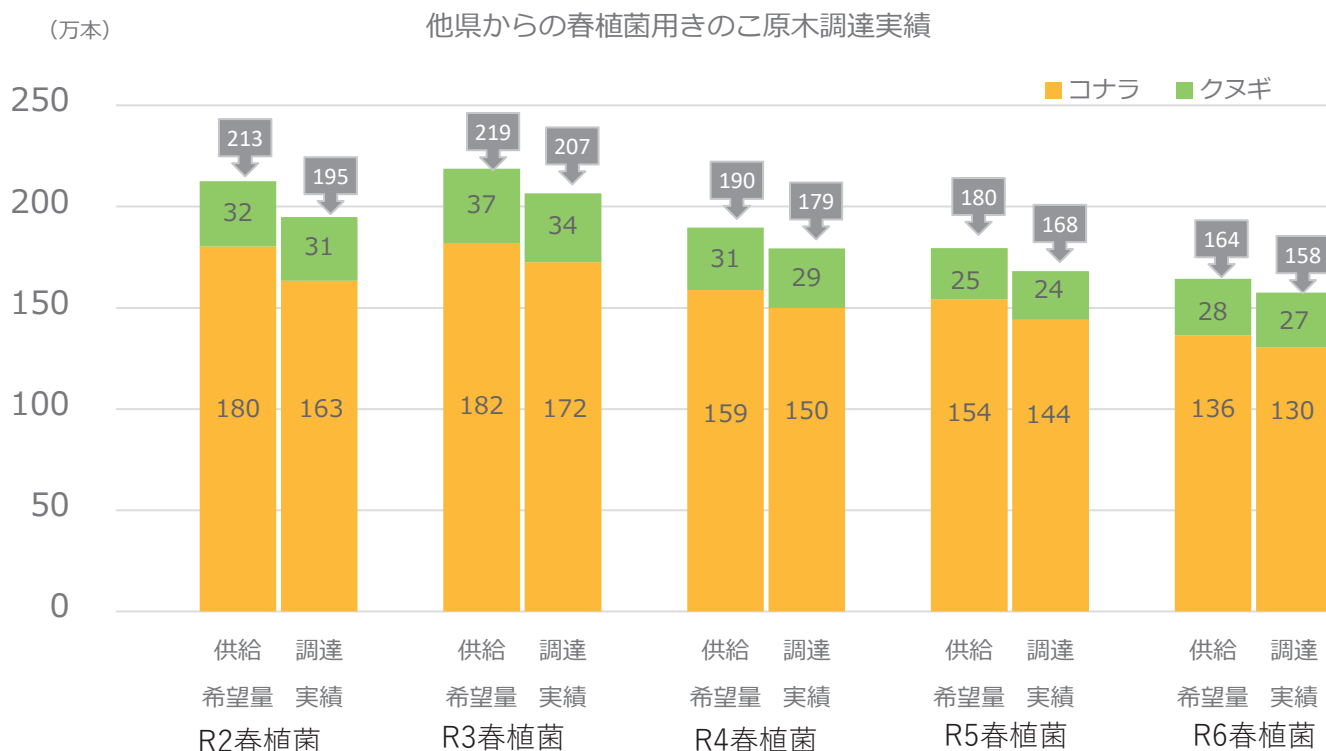
令和 6 年 1 2 月 2 日

林野庁経営課特用林産対策室

1	令和6年春植菌需給結果・令和6年9月末きのこ原木の需給状況	
①	R6春植菌用きのこ原木の調達実績	1
②	需給状況の推移	5
③	樹種別の供給希望量と供給可能量	6
④	全国の供給希望量と供給可能量	7
⑤	供給希望量・供給可能量の比較（R5年9月末とR6年9月末）	8
⑥	令和7年春植菌用きのこ原木供給可能量	9
2	しいたけ原木の伐採・搬出の機械化について しいたけ原木調達量の推移と伐採・搬出の機械化に向けた課題	10
3	出荷制限等の解除に向けた取組	
①	しいたけの出荷制限解除の状況（R6.10.18現在）	11
②	しいたけの出荷制限、出荷自粛等の状況（R6.10.18現在）	14
③	放射性物質低減のための 原木きのこ栽培管理に関するガイドライン（概要）	19
④	原木きのこ栽培管理に関する賠償について（概要）	20
4	安定供給に関する支援措置等 原木きのこに関する国の支援措置	21

他県からの春植菌用きのこ原木調達実績

- 令和2年以降の他県からの春植菌用きのこ原木の供給希望量と調達実績の差は、減少傾向にあり、令和6年に生産者が調達できなかった原木数は約7万本であった。
- 調達できなかった主な原因は、原木価格の上昇、伐採業者の事業縮小（高齢化）等。（生産規模の縮小等に対応（兼業の生産者も多い））



(注) コナラには、ミズナラ、ナラ類、その他樹種を含む。
グラフ計は樹種ごとの四捨五入により合わない場合がある。

調 達 で き な か っ た 県 の 不 足 状 況	都道府県	調達できなかった本数 (本)			
		樹種：コナラ		樹種：クヌギ	
		R5春植菌	R6春植菌	R5春植菌	R6春植菌
	秋田県	5,500	34	-	-
	山形県	-	4,000	-	-
	茨城県	76,140	36,842	-	-
	栃木県	-	430	2,695	500
	埼玉県	-	1,500	-	-
	新潟県	6,900	-	-	-
	富山県	500	3,000	-	-
	山梨県	-	5,000	-	-
	岐阜県	2,230	2,070	3,440	430
	静岡県	-	1,000	-	-
	愛知県	1,700	-	-	-
	三重県	1,400	1,500	6,400	8,000
	滋賀県	-	2,000	-	-
	和歌山県	500	-	500	-
	広島県	5,300	2,000	-	-
	山口県	-	-	500	-
	計	100,170	59,376	13,535	8,930

他の都道府県へ供給を希望した、令和6年春植菌用きのこ原木の調達実績等

単位:本

都道府県	樹種	R6春用最終 調達希望本数 (A)	R6の植菌までに 調達できた 本数 (B)	Bの調達先(上位3都道府県)						調達でき なかった本数 (C=A-B)	調達できなかった本数 (C)について	
				都道府県	本数	都道府県	本数	都道府県	本数		原因	対応
03岩手県	コナラ	1,000	1,000	秋田県	1,000					0		
04宮城県	コナラ	160,791	160,791	調 査 中						0		
05秋田県	コナラ	27,000	26,966	岩手県	16,966	山形県	10,000			34	岩手県沿岸部の大雪 による搬出量不足	県内事業者から調達
06山形県	コナラ	25,500	21,500	青森県	14,000	岩手県	7,500			4,000	伐採業者(県内)の高 齢化・廃業	県外の業者に再度依頼 しているが必要な量が 集まっていない
07福島県	コナラ	77,860	77,860	岩手県	48,260	長野県	25,100	秋田県	4,000	0		
	クヌギ	100	100	長野県	100					0		
08茨城県	コナラ等	394,450	357,608	長野県	83,500	岩手県	49,200	栃木県	35,108	36,842	原木生産者の高齢化 や悪天候による生産・ 搬出減等に伴う原木供 給量のひっ迫により予 定数の確保ができな かった。	生産規模の縮小
09栃木県	コナラ	27,036	26,606	愛媛県	8,181	山梨県	5,000	大分県	3,724	430	生産者が希望する県内 産原木が不足したこと に伴い、本数を減らし て県外産原木を調達し たため。	生産者の生産規模縮 小
	クヌギ	132,349	131,849	大分県	87,063	熊本県	21,892	愛媛県	20,965	500	生産者の希望の太さの 原木が調達出来なかつ たため。	生産者の生産規模縮 小
10群馬県	コナラ	106,933	106,933	栃木県	48,450	長野県	28,983	福島県	21,000	0		
	クヌギ	2,000	2,000	宮崎県	2,000					0		
11埼玉県	コナラ	38,500	37,000	岩手県	11,000	群馬県	10,000	山梨県	8,000	1,500	植菌する時期に伐採が 間に合わなかったため	生産量を減らした
12千葉県	コナラ	140,916	140,916	岩手県	52,898	山梨県	33,667	香川県	13,125	0		
	クヌギ	25,630	25,630	山梨県	13,330	大分県	7,500	愛媛県	3,100	0		
13東京都	コナラ	53,100	53,100	山梨県	41,800	群馬県	6,100	岩手県	2,000	0		
14神奈川県	コナラ	40,400	40,400	山梨県	15,600	岩手県	13,800	長野県	11,000	0		
15新潟県	コナラ	35,600	35,600	岩手県	26,100	長野県	5,000	青森県	2,000	0		
16富山県	コナラ	8,000	5,000	福島県	5,000					3,000	原木取扱業者の体調 不良による	生産規模の縮小
18福井県	コナラ	1,700	1,700	福島県	1,700					0		
19山梨県	コナラ	11,000	6,000	長野県	6,000					5,000	調達元の地域において 冬期の降雨により林 内、路面状況が悪化し たため、搬出量が減少 した。	生産規模を縮小した。
20長野県	コナラ	900	900	山梨県	900					0		
21岐阜県	コナラ	19,770	17,700	山梨県	7,800	長野県	8,900	滋賀県	1,000	2,070	石川県産(コナラ、クヌ ギ混)が380円→480～ 500円に値上がりしたた め、断った	なし(植菌本数を減らし た)
	クヌギ	10,760	10,330	大分県	4,500	長野県	2,400	山梨県	1,430	430		

単位:本

都道府県	樹種	R6春用最終 調達希望本数 (A)	R6の植苗までに 調達できた 本数 (B)	Bの調達先(上位3都道府県)						調達でき なかった本数 (C=A-B)	調達できなかった本数 (C)について	
				都道府県	本数	都道府県	本数	都道府県	本数		原因	対応
22静岡県	コナラ	38,820	37,820	山梨県	32,800	長野県	5,020			1,000	伐採者の不足	生産規模の縮小
	クヌギ	8,670	8,670	山梨県	8,670					0		
23愛知県	コナラ	71,500	71,500	長野県	28,000	岐阜県	33,500	山梨県 兵庫県	5,000	0		
	クヌギ	7,500	7,500	長野県	1,500	大分県	6,000			0		
24三重県	コナラ	4,250	2,750	兵庫県	1,500	奈良県	1,250			1,500	調達先自体の不足	生産規模の縮小
	クヌギ	17,300	9,300	大分県	4,500	奈良県	1,800	滋賀県 兵庫県	1,500	8,000	調達先自体の不足	生産規模の縮小
25滋賀県	コナラ	9,500	7,500	岩手県	6,000	山梨県	1,500			2,000	原木の供給不足	生産規模の縮小
	クヌギ	2,300	2,300	石川県	2,300					0		
	クヌギ	3,000	3,000	大分県	3,000					0		
	ナラ	1,000	1,000	富山県	1,000					0		
26京都府	ナラ	2,160	2,160	山梨県	1,000	青森県	420	兵庫県	410	0		
	クヌギ	5,790	5,790	山梨県	5,000	青森県	420	岩手県	330	0		
27大阪府	コナラ	1,500	1,500	熊本県	1,500					0		
	クヌギ	6,000	6,000	三重県	6,000					0		
28兵庫県	コナラ	38,700	38,700	岡山県	18,370	大阪府	6,250	広島県	4,840	0		
	クヌギ	21,400	21,400	岡山県	9,130	大阪府	6,250	鳥取県	2,000	0		
30和歌山県	コナラ	9,000	9,000	群馬	4,000	兵庫県	4,000	長野県	1,000	0		
31鳥取県	コナラ	13,300	13,300	兵庫県	10,300	広島県	3,000			0		
32島根県	クヌギ	12,000	12,000	大分県	12,000					0		
33岡山県	クヌギ ・コナラ(そ の他計上)	600	600	鳥取県	600					0		
34広島県	コナラ	2,000	0							2,000	原木業者の取扱量が 縮小したため	新原木業者の検討
35山口県	クヌギ	6,000	6,000	大分県	6,000					0		
36徳島県	ナラ	3,000	3,000	香川県	3,000					0		
	クヌギ	2,200	2,200	香川県	2,200					0		
40福岡県	クヌギ	16,420	16,420	大分県	16,420					0		
合計	ナラ計	1,365,186	1,305,810							59,376		
	クヌギ計	279,419	270,489							8,930		
	その他計	600	600							0		
	総計	1,645,205	1,576,899							68,306		

※調達本数については、把握できる範囲で県外から調達したすべてについて記載。

※複数樹種の場合は第一樹種で算出。

(調達先、調達方法等)

都道府県	調達先、調達方法等
03岩手県	〇放射性物質濃度の影響により原木確保が困難となっている県南地域を中心に、原木供給連絡会議により、岩手県森林組合連合会を通じて、秋田県森林組合連合会から1,000本、県内の協力事業者から36,770本を調達。
04宮城県	宮城県森林組合連合会が窓口となり、種菌メーカー及び生産者団体の斡旋により調達しました。 主な原木の産地は、岩手県。
05秋田県	・種菌メーカーを通じて岩手県から調達(コナラ:岩手県16,966本)。 ・県内外の原木生産者から調達。
06山形県	青森県14,000本については、青森県の業者を介して、岩手県の本を購入。
07福島県	調達先:福島県森林組合連合会、原木業者 調達方法:森連 県外の森林組合、種菌メーカー等から調達 原木業者 県内外(県内:主に会津)で原木を伐採(生産)して調達
08茨城県	種菌メーカーからの調達が多い。
09栃木県	県森連経由で、西日本(大分県、熊本県、愛媛県等)から調達。 県内産原木希望の不足分を、西日本からの調達で対応した。
10群馬県	・県森連、各地区JA及びきのご協議会経由により、栃木県、長野県、福島県等から調達した(補助事業利用者の調達実績)。 また、独自調達している生産者については統計調査より抜粋した。
11埼玉県	種菌メーカーから調達
12千葉県	県森林組合経由で調達
13東京都	東京都椎茸生産組合連合会経由で調達、一部自伐
14神奈川県	森産業(株)、飛鳥運輸(株)、秋山種菌、富士種菌、(株)PEACE
15新潟県	・新潟県森林組合連合会、JA(種菌メーカー:(株)富士種菌、森産業(株))を通じて調達。
16富山県	・しいたけ生産者が直接、原木取扱業者と調整している。
18福井県	越前町 しいたけ生産者が購入
19山梨県	伐採業者を通じて長野県より調達した。
20長野県	種菌メーカーを通じて原木生産者から調達した。
21岐阜県	種菌メーカーを通じて、または林業会社と直接やり取りをして調達している。
22静岡県	(山梨県) ・農業協同組合経由で調達。 ・しいたけ生産者自らが原木生産者と取引を行っている。 (長野県) ・運送会社及び椎茸卸売業者経由にて調達。
23愛知県	基本的にしいたけ生産者と原木生産者等での取引によるもの。 種菌メーカーや山主からの直接調達もある。 原木不足のため、近隣県で調達していた方が、大分県から調達するようになった。
28兵庫県	しいたけ生産者と原木生産者間での直接取引が大宗を占めるほか、富士種菌ほか1種菌メーカーを介す等し、表に掲げる県から調達しました。
31鳥取県	日本きのこセンターが兵庫県、広島県の事業者と安定的な取引を実施し、生産者に販売している。
32島根県	森産業株式会社が移入
33岡山県	鳥取県の事業者より直接調達したもの。
35山口県	R6植菌までに調達できた本数(6,000本)のうち、植菌時期に調達の遅延があった本数は1,500本、その対応は植菌時期の変更可能な生産者と調整した。
40福岡県	・種菌メーカーを通じて調達。 ・県外の森林組合、自己所有林から直接調達。

※国(日本特用林産振興会)による需給情報の収集・提供・マッチングを通じた取組以外にも対象とします。

(例):県森連間で既に調達ルートが確定しているもの、しいたけ生産者と原木生産者間での安定的な取引によるもの等

きのこ原木の需給状況の推移

	他県からの 供給希望量 (A)	他県からの 供給可能量 (B)	不足量 (B-A)	翌年の 県外供給量
平成 24 年 9 月末 (茨城県は 11 月末)	30 千 m^3 286 万本	12 千 m^3 97 万本	▲18 千 m^3 ▲189 万本	35 千 m^3
平成 25 年 9 月末	14 千 m^3 118 万本	21 千 m^3 196 万本	7 千 m^3 78 万本	37 千 m^3
平成 26 年 9 月末	14 千 m^3 118 万本	16 千 m^3 137 万本	1 千 m^3 19 万本	34 千 m^3
平成 27 年 9 月末	9 千 m^3 96 万本	12 千 m^3 102 万本	3 千 m^3 6 万本	39 千 m^3
平成 28 年 9 月末	7 千 m^3 67 万本	9 千 m^3 81 万本	3 千 m^3 14 万本	36 千 m^3
平成 29 年 9 月末	54 万本	56 万本	3 万本	
平成 30 年 9 月末	50 万本	48 万本	▲ 1 万本	
令和元年 9 月末	37 万本	48 万本	12 万本	
令和 2 年 9 月末	32 万本	32 万本	▲ 0 万本	
令和 3 年 9 月末	31 万本	30 万本	▲ 1 万本	
令和 4 年 9 月末	26 万本	23 万本	▲ 4 万本	
令和 5 年 9 月末	33 万本	13 万本	▲20 万本	
令和 6 年 9 月末	46 万本	11 万本	▲34 万本	

(注) 計の不一致は四捨五入による。

0 万本は単位に満たない数値とする。

R7春植菌用原木の樹種別の供給希望量と供給可能量

- 県外からの供給希望量は約46万本、県外への供給可能量は約11万本で、約34万本の不足。
- 樹種別には、コナラが約29万本不足。
- 各都道府県における供給可能量については、その供給先が確定されているものが多く、供給先が未定となっている数量は減少しており、来春用の原木は供給可能量そのものが不足している状況。

樹種別の供給希望量と供給可能量
(令和6年9月末時点)

(千本)

樹種	県外からの 供給希望量 (A)	県外への 供給可能量 (B)	差 (B-A)
コナラ	401	110	▲ 291
クヌギ	56	3	▲ 53
その他広葉樹	-	1	1
計	457	114	▲ 344

(注1) 供給可能量は、森林調査簿上の構成樹種割合から算出した本数を含む概数である。

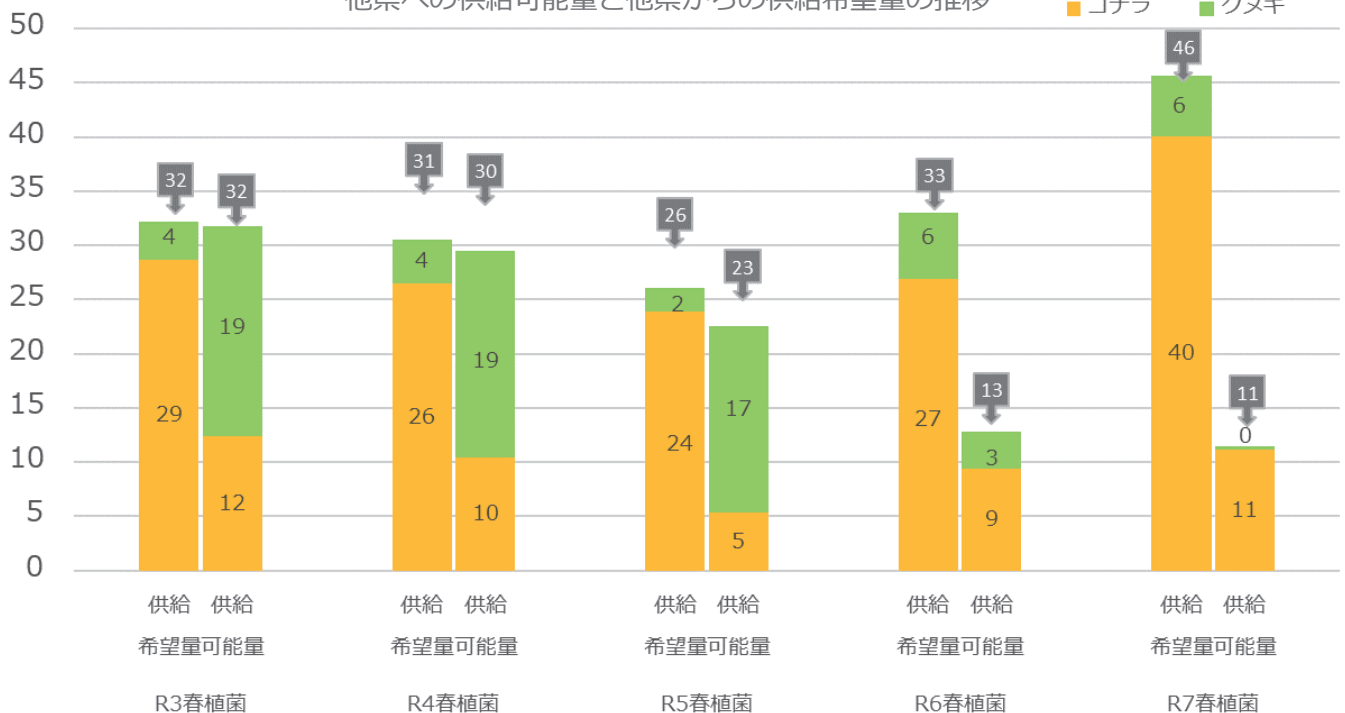
(注2) 計の不一致は四捨五入による。

(注3) コナラにはミズナラ、ナラ類を含む。

(万本)

他県への供給可能量と他県からの供給希望量の推移

■ コナラ ■ クヌギ



(注) コナラには、ミズナラ、ナラ類、その他樹種を含む。

全国の供給希望量と供給可能量(令和6年9月末)

	自分内で必要量の調達が困難で、他県からの供給を希望している都道府県(17県)
	原木マッチングを利用せずとも、必要量が県内外から調達可能な都道府県(30都道府県)
	他府県へ供給可能な都道府県(3県)
	国有林から供給可能な都道府県(3県)

他県への供給可能量
約 11万本
コナラ: 約 11万本
クヌギ: 約 0万本
その他広葉樹: 約 0万本
※単位に満たない数量は0表示

秋田県・福島県・岐阜県

コナラ 1.6万本
クヌギ 0.2万本
その他 0.1万本

国有林
コナラ等 9.4万本
クヌギ 0.1万本

主にコナラを用いた
シイタケ栽培地域

他県からの供給希望量
約46万本

コナラ: 約40万本
クヌギ: 約 6万本

主にクヌギを用いた
シイタケ栽培地域

供給可能量－供給希望量＝▲34万本

コナラの需給状況

供給可能量(11万本)－供給希望量40万本)＝▲29万本

きのこ原木の供給希望量・供給可能量の比較(令和5年9月末と令和6年9月末)

都道府県 国有林		他県からの供給希望量			他県への供給可能量		
		令和5年9月末	令和6年9月末	差	令和5年9月末	令和6年9月末	差
		本数	本数	本数	本数	本数	本数
民 有 林	01北海道	2,000		▲ 2,000			
	02青森県						
	03岩手県	2,000		▲ 2,000			
	04宮城県						
	05秋田県	4,000		▲ 4,000	3,200	500	▲ 2,700
	06山形県		14,000	14,000			
	07福島県				23,500	18,000	▲ 5,500
	08茨城県	182,000	207,000	25,000			
	09栃木県	5,410	13,500	8,090			
	10群馬県		109,000	109,000			
	11埼玉県						
	12千葉県		5,000	5,000			
	13東京都	3,000		▲ 3,000			
	14神奈川県						
	15新潟県	1,000	1,000				
	16富山県	8,000	7,000	▲ 1,000			
	17石川県						
	18福井県						
	19山梨県	19,100	19,100				
	20長野県						
	21岐阜県	18,500		▲ 18,500		200	200
	22静岡県	33,600	3,000	▲ 30,600			
	23愛知県	2,000	1,500	▲ 500			
	24三重県	24,000	18,500	▲ 5,500			
	25滋賀県		9,000	9,000			
	26京都府						
	27大阪府	2,500		▲ 2,500			
	28兵庫県		34,000	34,000			
	29奈良県						
	30和歌山県	1,000	1,000				
	31鳥取県	17,300	11,700	▲ 5,600			
	32島根県						
	33岡山県						
	34広島県	2,000	455	▲ 1,545			
	35山口県						
	36徳島県						
	37香川県						
	38愛媛県						
	39高知県						
	40福岡県	3,300	2,000	▲ 1,300			
	41佐賀県						
	42長崎県						
	43熊本県				33,800		▲ 33,800
	44大分県						
	45宮崎県						
	46鹿児島県						
	47沖縄県						
	計	330,710	456,755	126,045	60,500	18,700	▲ 41,800
国 有 林		-	-	-	67,594	95,645	28,051
合 計		330,710	456,755	126,045	128,094	114,345	▲ 13,749

注: 本表に掲載した数値は、現在立木の状態であってもきのこ原木として本数、材積に換算(推定)したもの。

令和7年春植菌用きのこ原木について他県への供給可能量(報告時点)

令和6年8月現在

都道府県	供給者	樹種	供給量とサイズ				立木販売	入札	産地	供給時期	備考 (きのこ原木供給実績の有無等)	
			本数			直径						長さ
				供給先確定済	供給先未確定							
秋田県	法人01	ミズナラ	3,000	2,500	500	6～20cm	90cm	○	—	主に鹿角郡小坂町	R7.4以降	原木供給実績あり
	個人01	コナラ	6,000	6,000		8～14cm	90cm	—	—	大仙市	R7.1～R7.3	原木供給実績あり
福島県	法人01	コナラ	7,000	7,000		8～14cm	90cm			西会津町	R6.12～R7.3	原木供給実績あり
	法人02	コナラ	35,000	25,000	10,000	7～15cm	90cm			下郷町	R6.10～R7.4	原木供給実績あり
		コナラ	5,000		5,000	7～15cm	90cm			主に石川町	R6.10～R7.4	
		クヌギ	2,000		2,000	7～15cm	90cm			主に石川町	R6.10～R7.4	
		サクラ	1,000		1,000	7～18cm	90cm			主に石川町	R6.10～R7.4	原木供給実績あり
	法人03	コナラ	42,000	42,000		12cm	90cm			南会津地域 (主に南会津町)	R6.10～R7.4	原木供給実績あり
埼玉県	個人01	コナラ	4,000	4,000		9～16cm	90cm	—		主に秩父市	R6.12～R7.3	原木供給実績あり
岐阜県	個人01	コナラ等	15,000	15,000		6～15cm	90cm			高山市内	R6.10～R7.5	原木供給実績あり
	法人01	コナラ等	6,500	6,500		6～15cm	90cm			主に高山市丹生川町、高山市朝日町	R6.10～R7.5	原木供給実績あり
	個人02	コナラ、クヌギ等	80,000	80,000		6～13cm	90cm			高山市、飛騨市	R6.10～R7.5	原木供給実績あり
	法人02	コナラ等	3,000	2,800	200	6～15cm	90cm			高山市久々野	R6.10～R7.5	原木供給実績あり
	法人03	コナラ等	1,500	1,500		6～16cm	90cm			高山市、丹生川町	R6.10～R7.6	
	法人04	コナラ等	2,000	2,000		6～15cm	90cm			高山市	R6.10～R7.5	原木供給実績あり
愛媛県	法人	クヌギ	18,000	18,000		8～14cm	90～92cm	—	—	大洲市 (主な産地)	R6.12～R7.3	原木供給実績あり
	法人	クヌギ	3,000	3,000		15～18cm	90～93cm	—	—	大洲市 (主な産地)	R6.12～R7.3	原木供給実績あり
	法人	コナラ	7,000	7,000		8～14cm	90～94cm	—	—	大洲市 (主な産地)	R6.12～R7.3	原木供給実績あり
	法人	コナラ	1,200	1,200		15～18cm	90～95cm	—	—	大洲市 (主な産地)	R6.12～R7.3	原木供給実績あり
大分県	法人01	クヌギ	78,000	78,000		7～18cm	90cm	—	—	大分県	R6.12～R7.6	原木供給実績あり
	個人01	クヌギ	20,000	20,000		7～16cm	105cm	—	—	大分県竹田市他	R7.1～R7.5	原木供給実績あり
	個人02	クヌギ	6,000	6,000		7～16cm	105cm	—	—	大分県竹田市他	R7.1～R7.5	原木供給実績あり
	法人02	クヌギ	16,500	16,500		7～16cm	90cm	—	—	大分県竹田市他	R7.1～R7.5	原木供給実績あり
	個人03	クヌギ	2,800	2,800		7～16cm	105cm	—	—	大分県竹田市他	R7.1～R7.5	原木供給実績あり
	個人04	クヌギ	2,000	2,000		7～16cm	105cm	—	—	大分県竹田市他	R7.1～R7.5	原木供給実績あり
	個人05	クヌギ	200	200		7～16cm	105cm	—	—	大分県竹田市他	R7.1～R7.5	原木供給実績あり
	個人06	クヌギ	350	350		7～16cm	105cm	—	—	大分県竹田市他	R7.1～R7.5	原木供給実績あり
	個人07	クヌギ	1,200	1,200		7～16cm	105cm	—	—	大分県竹田市他	R7.1～R7.5	原木供給実績あり
	個人08	クヌギ	2,000	2,000		7～16cm	105cm	—	—	大分県竹田市他	R7.1～R7.5	原木供給実績あり
	個人09	クヌギ	1,000	1,000		7～16cm	105cm	—	—	大分県竹田市他	R7.1～R7.5	原木供給実績あり
	個人10	クヌギ	3,000	3,000		7～16cm	105cm	—	—	大分県竹田市他	R7.1～R7.5	原木供給実績あり
計			375,250	356,550	18,700							
国有林		コナラ等	6,898		6,898	8～12cm		○	○	青森県	未定	
		コナラ等	84,106		84,106	8～12cm		○	○	岩手県	未定	
		コナラ等	3,394		3,394	14～22cm		○	○	宮崎県	未定	
		クヌギ	1,247		1,247	14～22cm		○	○		未定	
計			95,645		95,645							
合計		コナラ計	312,598	356,550	110,098							
		クヌギ計	157,297		3,247							
		その他計	1,000		1,000							
		総計	470,895	356,550	114,345							

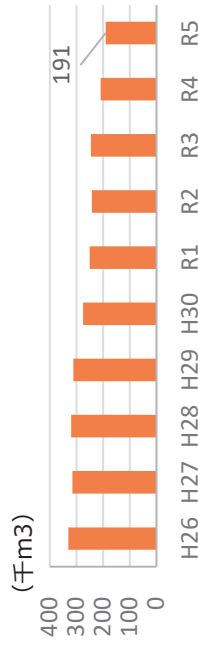
※立木販売は、入札等の手続きが必要である。

※コナラはミズナラ、ナラ類を含む。

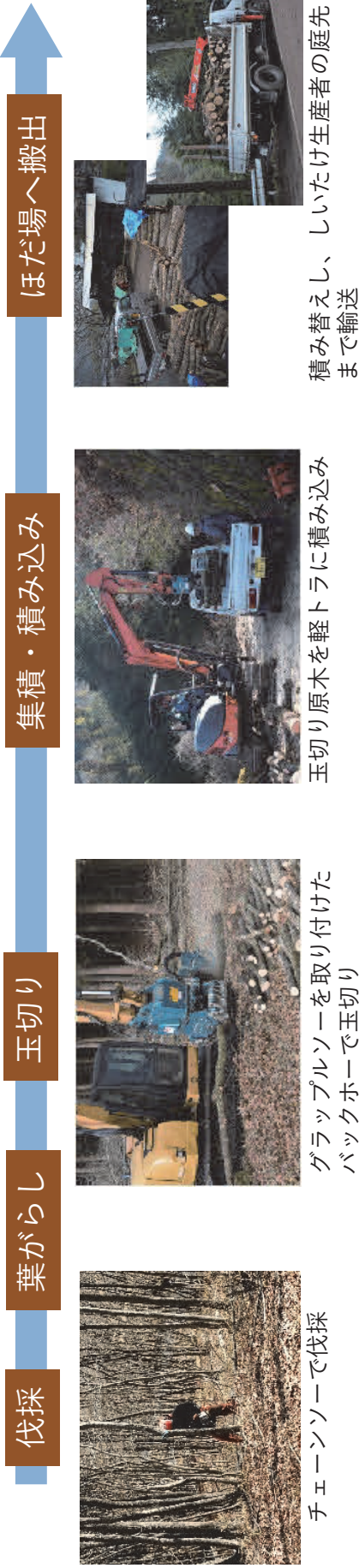
しいたけ原木の伐採・搬出の機械化について

- しいたけ生産者の原木調達量は年々減少し、自己調達も他者からの購入も減少。
- しいたけ生産者は原木生産の軽労化・効率化のため、機械化を図る動き。
- 作業の機械化は原木の品質低下に課題。傷等の許容範囲について、原木生産者としての生産者との間で認識合わせが必要ではないか？

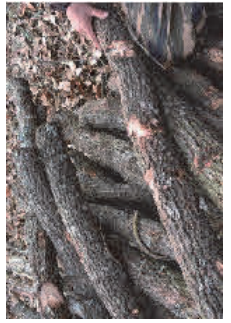
【しいたけ生産者の原木調達量の推移】



【作業システムの例】



【課題】



- 手作業と比較するとより傷等が生じ得るが、**自家用として傷は気にしないという生産者**もいれば、**商品として購入するので傷は最小限を求めるという生産者**の声がある。
- 傷等の許容範囲について、**原木生産者・しいたけ生産者双方における認識合わせが必要ではないか？**

しいたけの出荷制限解除の状況（R 6.10.18 現在）

○ 原木しいたけ（露地栽培） ＜解除2県3市町、一部解除6県63市町村＞

＜岩手県＞ 14市町

- H25. 4. 8 盛岡市
- H26. 10. 7 花巻市（一部解除）、北上市（一部解除）、
山田町（一部解除）
- H27. 4. 10 陸前高田市（一部解除）、住田町（一部解除）、
大船渡市（一部解除）、一関市（一部解除）、
大槌町（一部解除）、遠野市（一部解除）
- H27. 7. 17 金ヶ崎町（一部解除）
- H28. 1. 25 釜石市（一部解除）、奥州市（一部解除）
- H30. 3. 28 平泉町（一部解除）

＜宮城県＞ 18市町村

- H26. 8. 26 登米市（一部解除）
- H27. 2. 18 仙台市（一部解除）、大和町（一部解除）
- H27. 4. 10 大崎市（一部解除）
- H27. 7. 17 南三陸町（一部解除）
- H27. 8. 25 気仙沼市（一部解除）
- H27. 9. 11 加美町（一部解除）
- H28. 1. 25 栗原市（一部解除）
- H28. 12. 22 川崎町（一部解除）
- H29. 3. 31 大衡村（一部解除）
- H29. 7. 11 七ヶ宿町（一部解除）
- H29. 10. 11 色麻町（一部解除）
- H30. 1. 18 名取市（一部解除）
- H30. 4. 24 角田市（一部解除）、村田町（一部解除）
- H31. 2. 14 丸森町（一部解除）
- R2. 7. 13 石巻市（一部解除）
- R5. 8. 18 蔵王町（一部解除）

＜福島県＞ 4市町村

- H23. 4. 25 いわき市
- H23. 5. 16 田村市（警戒区域を除く）、新地町
- H23. 5. 23 川内村（警戒区域を除く）

＜茨城県＞ 7 市町

- H29. 6. 22 行方市（一部解除）
- H30. 7. 10 小美玉市（一部解除）
- H30. 12. 13 土浦市（一部解除）
- R3. 3. 26 常陸大宮市（一部解除）
- R5. 3. 8 茨城町（一部解除）、阿見町（一部解除）
- R6. 3. 14 那珂市（一部解除）

＜栃木県＞ 17 市町

- H26. 7. 9 芳賀町（一部解除）
- H27. 2. 20 茂木町（一部解除）、日光市（一部解除）、
大田原市（一部解除）、那珂川町（一部解除）
- H27. 6. 5 宇都宮市（一部解除）
- H27. 8. 7 栃木市（一部解除）
- H27. 12. 1 市貝町（一部解除）
- H28. 1. 25 那須烏山市（一部解除）
- H28. 5. 18 鹿沼市（一部解除）、さくら市（一部解除）、
益子町（一部解除）
- H28. 12. 22 真岡市（一部解除）
- H30. 3. 28 足利市（一部解除）、高根沢町（一部解除）
- H30. 6. 13 那須塩原市（一部解除）
- R2. 2. 25 矢板市（一部解除）

＜千葉県＞ 6 市

- H26. 3. 19 山武市（一部解除）
- H26. 10. 14 佐倉市（一部解除）、君津市（一部解除）、
富津市（一部解除）
- H28. 1. 25 印西市（一部解除）
- H29. 2. 15 千葉市（一部解除）

○ 原木しいたけ（施設栽培） ＜解除 1 県 2 市、一部解除 4 県 1 6 市町＞

＜福島県＞ 3 市町

H23. 9. 7 本宮市

H26. 7. 11 伊達市（一部解除）

H26. 7. 11 新地町

＜茨城県＞ 3 市町

H28. 4. 8 土浦市（一部解除）

H28. 5. 18 鉾田市（一部解除）

H30. 4. 24 茨城町（一部解除）

＜栃木県＞ 9 市町

H25. 10. 23 矢板市（一部解除）

H26. 4. 17 鹿沼市（一部解除）

H26. 8. 28 芳賀町（一部解除）、さくら市（一部解除）

H26. 10. 24 那須塩原市（一部解除）、日光市（一部解除）

H27. 2. 20 大田原市（一部解除）

H27. 6. 5 壬生町（一部解除）

H27. 8. 7 那須町（一部解除）

＜千葉県＞ 3 市

H26. 3. 19 山武市（一部解除）

H26. 10. 24 君津市（一部解除）

H26. 11. 20 富津市（一部解除）

しいたけの出荷制限・出荷自粛の措置状況（R 6.10.18）

■出荷制限

○原木しいたけ（露地栽培）

＜出荷制限 6 県 9 3 市町村、摂取制限 1 県 1 村＞

＜岩手県＞

【出荷制限】 1 3 市町

陸前高田市（一部解除）、住田町（一部解除）、大船渡市（一部解除）、一関市（一部解除）、釜石市（一部解除）、奥州市（一部解除）、平泉町（一部解除）、大槌町（一部解除）、金ヶ崎町（一部解除）、花巻市（一部解除）、北上市（一部解除）、遠野市（一部解除）、山田町（一部解除）

＜宮城県＞

【出荷制限】 2 1 市町村

白石市、角田市（一部解除）、丸森町（一部解除）、蔵王町（一部解除）、村田町（一部解除）、気仙沼市（一部解除）、南三陸町（一部解除）、栗原市（一部解除）、石巻市（一部解除）、大崎市（一部解除）、登米市（一部解除）、東松島市、仙台市（一部解除）、名取市（一部解除）、加美町（一部解除）、大和町（一部解除）、富谷市、川崎町（一部解除）、色麻町（一部解除）、七ヶ宿町（一部解除）、大衡村（一部解除）

＜福島県＞

【出荷制限】 1 7 市町村

伊達市、相馬市、南相馬市、田村市（※）、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村（※）、福島市、本宮市、二本松市

（※）は原発から半径 20 km 圏内（旧警戒区域）に限る

【摂取制限】 1 村

飯舘村

＜茨城県＞

【出荷制限】 1 1 市町

土浦市（一部解除）、行方市（一部解除）、鉾田市、小美玉市（一部解除）、茨城町（一部解除）、阿見町（一部解除）、常陸大宮市（一部解除）、つくばみらい市、守谷市、ひたちなか市、那珂市（一部解除）

＜栃木県＞

【出荷制限】 21市町

那須塩原市（一部解除）、矢板市（一部解除）、宇都宮市（一部解除）、さくら市（一部解除）、芳賀町（一部解除）、塩谷町、高根沢町（一部解除）、那須町、大田原市（一部解除）、日光市（一部解除）、益子町（一部解除）、足利市（一部解除）、鹿沼市（一部解除）、真岡市（一部解除）、那須烏山市（一部解除）、上三川町、茂木町（一部解除）、市貝町（一部解除）、那珂川町（一部解除）、栃木市（旧岩舟町を除く。）（一部解除）、壬生町

＜千葉県＞

【出荷制限】 10市

我孫子市、君津市（一部解除）、流山市、佐倉市（一部解除）、印西市（一部解除）、白井市、千葉市（一部解除）、八千代市、山武市（一部解除）、富津市（一部解除）

○ 原木しいたけ（施設栽培）

＜出荷制限4県17市町＞

＜福島県＞

【出荷制限】 2市町

伊達市（一部解除）、川俣町

＜茨城県＞

【出荷制限】 3市町

土浦市（一部解除）、鉾田市（一部解除）、茨城町（一部解除）

＜栃木県＞

【出荷制限】 9市町

那須塩原市（一部解除）、矢板市（一部解除）、芳賀町（一部解除）、那須町（一部解除）、大田原市（一部解除）、さくら市（一部解除）、鹿沼市（一部解除）、壬生町（一部解除）、日光市（一部解除）

＜千葉県＞

【出荷制限】 3市

山武市（一部解除）、富津市（一部解除）、君津市（一部解除）

■出荷自粛

○ 原木しいたけ（露地栽培）

＜出荷自粛 4 県 1 1 市町＞

＜茨城県＞

【出荷自粛】 8 市町

高萩市、日立市、城里町（一部解除）、笠間市（一部解除）、水戸市（一部解除）、石岡市（一部解除）、かすみがうら市（一部解除）、桜川市

＜栃木県＞

【出荷自粛】 1 市

佐野市（一部解除）

＜千葉県＞

【出荷自粛】 1 市

成田市（一部解除）

＜神奈川県＞

【出荷自粛】 1 町

真鶴町（一部解除）

○ 原木しいたけ（施設栽培）

＜出荷自粛 4 県 1 0 市町村＞

＜岩手県＞

【出荷自粛】 2 市

奥州市（一部解除）、一関市（一部解除）

＜宮城県＞

【出荷自粛】 1 村

大衡村（一部解除）

＜茨城県＞

【出荷自粛】 6 市町

高萩市、日立市（一部解除）、城里町、笠間市（一部解除）、石岡市（一部解除）、かすみがうら市（一部解除）

＜栃木県＞

【出荷自粛】 1 町

那珂川町（一部解除）

【参考】乾しいたけの出荷自粛の状況

※ 令和6年10月18日現在、出荷自粛は、岩手県、福島県・茨城県・栃木県・群馬県・静岡県

＜出荷自粛6県64市町村＞

＜岩手県＞

【出荷自粛】13市町

23年産：奥州市、一関市、大船渡市、平泉町

24年度産（春子）：大船渡市、花巻市、一関市、釜石市、奥州市、住田町、大槌町、北上市、遠野市、陸前高田市、金ヶ崎町、山田町

（注）県の自粛要請は、解除の通知はされていないが、23年産、24年度産（春子）の乾しいたけは廃棄済（実質的に解除の扱い）。

＜福島県＞

【出荷自粛】14市町村

須賀川市、鏡石町、天栄村、国見町、郡山市、いわき市、喜多方市、西郷村、矢祭町、白河市、二本松市、本宮市、棚倉町、塙町

＜茨城県＞

【出荷自粛】5市町

日立市、常陸太田市、常陸大宮市、笠間市、城里町

（注）平成24年3月以前に加工されたものが対象。

＜栃木県＞

【出荷自粛】22市町

（露地栽培：22市町）

矢板市、さくら市（一部解除）、高根沢町（一部解除）、塩谷町、真岡市、茂木町（一部解除）、芳賀町（一部解除）、市貝町（一部解除）、益子町、佐野市（一部解除）、大田原市（一部解除）、那須塩原市、那須烏山市（一部解除）、那珂川町（一部解除）、下野市（旧南河内町）、那須町、日光市（一部解除）、鹿沼市（一部解除）、栃木市（一部解除）、壬生町、足利市、宇都宮市（一部解除）

(施設栽培：17市町)

矢板市（一部解除）、さくら市（一部解除）、塩谷町、真岡市、茂木町、芳賀町（一部解除）、市貝町、益子町、大田原市（一部解除）、那須塩原市（一部解除）、那須烏山市、那珂川町（一部解除）、下野市（旧南河内町）、那須町（一部解除）、日光市（一部解除）、鹿沼市（一部解除）、壬生町、

＜群馬県＞

【出荷自粛】8市町村

高崎市（一部解除）、沼田市（一部解除）、渋川市（一部解除）、富岡市（一部解除）、中之条町、高山村、東吾妻町、みなかみ町

＜静岡県＞

【出荷自粛】2市

伊豆市（旧修善寺町地区、旧中伊豆町地区（平成23年度3月11日から平成23年9月30日に収穫・加工されたもの））、伊東市（一部解除）

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理 に関するガイドライン（概要）

1 趣旨

現時点での知見や取組状況を集積し、放射性物質の影響を低減するための具体的な栽培管理の取組事項をガイドラインとして提示。

2 栽培管理の内容

- （１）都道府県が、ガイドラインを基に、出荷制限の状況、空間線量率などを勘案して、地域の実情に応じた取組事項を選択したチェックシートを作成。

（取組事項）

ア きのこ原木・ほだ木を当面の指標値以下とする必須工程

- ① 原木・ほだ木の購入時の確認と管理
- ② 発生前のほだ木の管理の工程における放射性物質の検査及び結果の確認
- ③ 指標値を超えた原木・ほだ木の廃棄又は再検査
- ④ 安全性を確認するための発生したきのこの検査

イ 放射性物質の影響を低減するための重要工程

- ① 原木・ほだ木の洗浄
- ② 空間線量率の測定
- ③ ほだ場など作業場所の環境整備

- （２）生産者は、チェックシートを基に栽培管理を実施。

3 出荷制限の解除等

- （１）本ガイドラインは、出荷制限が指示された地域か否かを問わず、安全なきのこを栽培するためのものとして位置付け。
- （２）出荷制限が指示された地域については、放射性物質の影響を低減させるための本ガイドラインを活用した栽培管理の実施により、基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合、出荷制限の解除が可能。

原木きのこ栽培管理に関する賠償について(概要)

1 趣旨

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドラインに基づき実施するに当たって生じる費用について、現時点で有用性が認められる取組事項については賠償対象とすることを東京電力と調整し、関係都県、団体へ通知。

2 賠償の内容等

(1) 対象地域

- ① 出荷制限が指示されている地域
- ② 出荷自粛が行われている地域 等

(2) 賠償対象費用

- ① 栽培管理における各工程のうち、必須工程(原木調達時点及びきのこ発生前における管理)及び効果が定量的に明らかかな工程(原木の洗浄、シート等による放射性物質の遮断措置、表土除去による除染等)については賠償対象
- ② 栽培管理の実施に要する費用は、原則として、当該年度に植菌を断念せざるを得なかった場合に生じる原木に係る損害(本来得られた利益に相当する賠償金)との見合いを勘案し、必要かつ合理的な範囲で賠償対象とする。

(3) 賠償請求の方法

迅速な請求に向け、本栽培管理に係る費用について、あらかじめ都県が工程ごとに標準的な単価を定め、地域のＪＡ等が作業管理(請求)団体となり、一括して請求することを許容。

3 賠償対象とされていない取組事項等の今後の取扱い

今回、賠償対象とされていない取組事項については、今後、新たな知見の集積等により必要に応じ賠償対象費用として追加することについて、引き続き東京電力と協議することとしている。

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

【令和7年度予算概算要求額 15,606,127 (14,397,655) 千円】

＜対策のポイント＞

カーボンニュートラルの実現に向け、森林の循環利用を促進する観点から、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和4年] → 42百万m³ [令和12年まで])

＜事業の全体像＞

1. 森林の集約化モデル地域実証事業

・循環利用に取り組む林業経営体へ森林の集積・集約化を進めるための、地域の森林の将来像の作成・共有、境界確定、関係者間でのデジタル森林情報の共有等を支援

2. 林業・木材産業循環成長対策

・路網の整備・機能強化、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、高性能林業機械の導入とともに、木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設の整備、公共建築物等の木造・木質化等を支援

3. 林業デジタル・イノベーション総合対策

・林業機械の自動化・遠隔操作化技術や森林内の通信技術・木質系新素材の開発・実証、先進技術を活用する技術者の育成、デジタル林業戦略拠点の構築等を支援

4. 建築用木材供給・利用強化対策

・木造中層建築物に係る設計や木質耐火部材・JAS構造材の技術開発、製材やCLT等を用いた建築物の低コスト化に向けた技術開発や設計・建築実証、木造建築物の設計者・施工者の育成等を支援

5. 木材需要の創出・輸出力強化対策

・地域協議会への木材利用の専門家派遣、木製家具・木工品等の輸出促進の取組、木質バイオマスを活用した「地域内エコシステム」の展開、きのこ廃菌床を家畜の敷料等に活用する林畜連携の取組等を支援

6. 森林・林業担い手育成総合対策

・「緑の雇用」事業による新規就業者への体系的な研修、林業大学校で学ぶ就業前の青年への給付金給付、林業経営体の労働安全対策等を支援

7. 林業・木材産業金融対策

・意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化を支援

8. 森林・山村地域活性化振興対策

・「半林半X」を含む里山林の整備・活用に取り組み組織の確保・育成、活動の実践による山村地域活性化を支援

林業・木材産業循環成長対策（拡充）

【令和7年度予算概算要求額 7,138,423（6,510,953）千円】

＜対策のポイント＞

林業・木材産業によるグリーン成長に向け、林業の生産基盤の強化や再造林の低コスト化を図るとともに、木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（35百万m³〔令和4年〕→42百万m³〔令和12年まで〕）

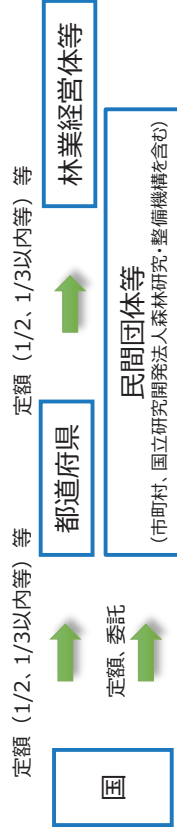
＜事業の内容＞

循環型林業の推進に向け、搬出間伐の実施や路網の整備・機能強化、再造林の低コスト化等の取組を一体的に支援するとともに、高性能林業機械の導入、エリートツリー等の原種増産技術の開発や苗木

の生産技術向上等の取組を支援します。

また、木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、公共建築物等の木造・木質化、木材加工流通施設の整備等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

○循環型資源基盤整備強化対策

- ・間伐材生産・路網の整備・機能強化（復旧期限の延長）
- ・低コスト再造林対策
- ・コンテナ苗生産基盤施設等の整備

○優良種苗生産推進対策（ヒノキの着花特性調査の短期間化）

○高性能林業機械の導入 ○森林整備地域活動支援対策 ○林業の多様な担い手の育成

○山村地域の防災・減災対策

○森林総合利用対策（森林活（もりかつ）による森林づくり支援等の促進） ○森林資源保全対策

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）

川上：森林組合、素材生産事業者、自伐林家等

林業・木材産業によるグリーン成長に向けた
川上から川下までの総合的な取組

川中：製材事業者、合板事業者等

川下：木材需要者

○木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

- ・木材加工流通施設等の整備（省人化や工場再編等への支援を強化）
- ・木質バイオマス利用促進施設の整備（燃焼灰活用への支援を強化）
- ・特用林産振興施設等の整備（耐震施設の整備等の支援を強化）
- ・公共建築物等の木造・木質化（商業施設等の木質化への支援を追加）

※ 国・都道府県においては、直轄で実施

【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2082）

木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（組替新規）

【令和7年度予算概算要求額 7,138,423（6,510,953）千円の内数】

- ・国産材利用への追い風が吹いている中、需要拡大を図るとともに、木材需要に対応できる安定的・持続的な供給体制の構築を通じ、川下から川上まで相互利益を拡大していくことが重要。
- ・このため、木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する施設整備を総合的に支援することにより、国産材利用を推進する。

＜事業の内容＞

木材の需要拡大及び木材産業の基盤強化を図るため、以下の取組を支援します。

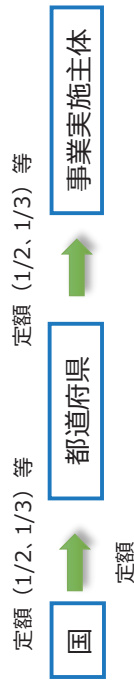
＜支援内容＞

- ① 木造公共建築物等の整備
地域材利用のモデルとなるような公共建築物等の木造化・内装木質化や商業施設等の内装木質化に対し支援
- ② 木質バイオマス利用促進施設の整備
未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材や、未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な供給施設・利用施設の整備を支援
- ③ 特用林産振興施設等の整備
地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援
- ④ 木材加工流通施設等の整備
林業・木材産業の生産基盤の強化に資する木材加工流通施設等の整備を支援

＜事業実施主体＞

地方公共団体、森林組合、民間事業者 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

木材需要拡大・木材産業基盤強化に係る施設を総合的に支援

木造公共建築物等の整備 ① 教育施設や社会福祉施設など公共建築物等の木造化や内装木質化を支援（商業施設等の内装木質化への支援を追加）  木造・木質化のイメージ	木質バイオマス利用促進施設の整備 ② 林地残材等の活用、燃料用チップ等の供給、木質バイオマスの熱利用・熱電供給のための施設等の整備を支援（燃焼灰活用への支援を強化）  移動式チップパー 木質資源利用ボイラー
特用林産振興施設等の整備 ③ 特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援（耐震施設の整備等の支援を強化）  園床しいたけ栽培施設の整備  しいたけ出荷施設の整備	木材加工流通施設等の整備 ④ 地域材の供給力強化に向けた木材加工流通施設等の整備を支援（省人化施設の導入、工場再編等への支援を強化）  省人化等施設

【お問い合わせ先】 ①の事業） 林野庁木材利用課（03-6744-2626）
 ②の事業） ”（03-6744-2297）
 ③の事業） 経営課（03-3502-8059）
 ④の事業） 木材産業課（03-6744-2292）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち
特用林産物振興施設等の整備（拡充）
【令和7年度予算概算要求額 7,138,423（6,510,953）千円の内数】

＜対策のポイント＞

地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援します。

＜事業の内容＞

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウジ・ミヅマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。
 また、支援にあたり、**地震等自然災害への対策として、耐震施設の整備や止水板の設置等、園芸施設共済等の加入に取り組む事業者への優先採択（ポイント化）**を設定します。

＜事業実施主体＞

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

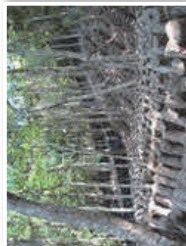
＜事業の流れ＞



生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

＜事業イメージ＞

生産・加工流通施設整備



人工ほだ場の整備



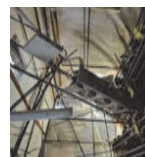
菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

拡充内容

- **令和6年能登半島地震**により、特用林産物関連施設に甚大な被害が発生し、災害に強い施設整備の実施が急務。
- 国内での**安定的なきのこの生産体制の構築**のためにも、特に**菌床きのこの栽培施設の耐震補強**が重要。



【菌床栽培棚の倒壊等（地震）】 【菌床栽培施設に浸水・土砂流入（豪雨）】

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8059）

林業の多様な担い手の育成（継続）

【令和7年度予算概算要求額 7,138,423（6,510,953）千円の内数】

<対策のポイント>

意欲と能力のある林業経営者をはじめとした多様な担い手の育成を図るため、林業経営の改善や人材の確保・育成の取組等に対する各種のソフト支援を一体的に実施します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 持続的な林業経営の確立

- 伐採・造林に関する行動規範の策定、伐採・造林の一貫作業体制や木材のサプライチェーンの構築に向けた協議会の開催、経営や生産管理・工程管理の専門家の派遣・指導等、経営改善のための取組を支援します。

2. 出荷ロットの大規模化等の推進

- 共同販売体制の構築に向けた協議会・検討委員会の開催、トップランナーセミナーやマーケティングの研修の開催、需要者ニーズの把握のための市場調査等の実施、川中・川下との直接取引の推進等、生産・販売量及び経営規模の拡大のための取組を支援します。

3. 人材の確保・育成・定着

- 事業主が作成する改善措置についての計画の認定、雇用の改善及び事業の合理化支援、地域の実情に応じた林業就業者に対する技能研修や森林施業プランナー育成のための研修等を支援します。

4. 新たに造林事業を開始する者等の育成

- 再造林等の地域課題に対応し、造林事業の開始、自伐型林業等の推進に当たり必要な技術習得・安全衛生研修の実施、資機材の整備等を支援します。

5. 労働安全の確保

- 安全作業の研修・訓練、安全衛生指導員等の養成、巡回指導・救助訓練、ファン付き作業着等の安全衛生装備・装置の導入等を支援します。

6. 特用林産物の担い手の育成

- 特用林産物の生産技術向上のための研修、きのこ原木等生産資材の生産に必要な林業技術習得のための研修の実施を支援します。

<事業実施主体>

- 1～3の事業：都道府県、市町村、林業経営体等
- 4の事業：都道府県、市町村、新規事業体等
- 5の事業：都道府県、林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部、林業経営体
- 6の事業：都道府県、市町村、林業者等の組織する団体

<事業の流れ>

定額(1/2以内)

都道府県

定額(1/2以内)

林業経営体等

持続的な林業経営の確立

- ・伐採・造林の行動規範の策定
- ・一貫作業体制の構築 等

出荷ロットの大規模化等の推進

- ・共同販売体制の構築
- ・川中・川下との直接取引推進 等

人材の確保・育成・定着

- ・雇用の改善及び合理化支援
- ・林業就業者への技能研修 等

労働安全の確保

- ・安全衛生指導員等の養成
- ・安全衛生装備・装置の導入 等

新たに造林事業を開始する者等の育成

- ・技術習得・安全衛生研修の実施
- ・資機材の整備 等

特用林産物の担い手の育成

- ・生産技術向上のための研修
- ・資材生産に必要な林業技術研修等

意欲と能力のある林業経営者をはじめとした多様な担い手の育成

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-1629）

木材需要の創出・輸出力強化対策(拡充)

【令和7年度予算概算要求額 353,836 (298,089) 千円】

＜対策のポイント＞

非住宅建築物等における木材利用促進、木質バイオマスの利用環境整備、高付加価値木材製品の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和4年] → 42百万m³ [令和12年まで])

＜事業の内容＞

1. 非住宅建築物等木材利用促進事業

地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート、建築物木材利用促進協定締結企業等による取組や不動産業界向けの普及の取組等を支援します。

2. 木質バイオマス利用環境整備事業

利用が低位な林地残材の活用を更に促進するための環境整備の取組を支援するとともに、「地域内エコシステム」の普及に向けた取組を支援します。

3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

木製家具、木工品等の販売力強化のための協議会設立、協議会が実施する海外市場のマーケティング、プロモーション手法の制作・実践等を支援します。

4. 「グリーンウッド」実施支援事業

事業者による合法性確認の取組の支援、専門委員会の設置、違法伐採関連情報等の提供を実施します。

5. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業

国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する木材利用の意義への認知向上等、普及啓発を推進します。

6. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業

おが粉や廃菌床の需給マッチングの仕組み（畜産分野とも連携）や、しいたけ原木の安定供給モデルの構築、輸出先国のニーズ等の情報収集等を支援します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

(1～5の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
(6の事業) 経営課 (03-3502-8059)

＜事業イメージ＞

専門家派遣

企業、木材コーディネーター、行政等が参画する地域協議会に対する技術的サポート等を支援

クリーンウッド・ナビ

情報提供サイト

木材関連事業者に対する研修等の実施を支援

Good Select

Webコンテンツの制作と情報発信

【地域協議会】

川中：森林製造
川上：エネルギー利用
川下：エネルギー利用

林地残材の利用環境の整備、「地域内エコシステム」の普及を支援

地域グループの設立

おが粉菌床事業者
畜産事業者
おが粉の需給マッチングの構築

専門家等と協議会の設立

テストマーケティング（ニーズ、商流等把握）、プロモーション手法の制作・実践等を支援

木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

木製家具、木工品等の販売力強化のための協議会設立、協議会が実施する海外市場のマーケティング、プロモーション手法の制作・実践等を支援

ウッド・チェンジ拡大促進支援事業

国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する木材利用の意義への認知向上等、普及啓発を推進

特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業

おが粉や廃菌床の需給マッチングの仕組み（畜産分野とも連携）や、しいたけ原木の安定供給モデルの構築、輸出先国のニーズ等の情報収集等を支援

【令和7年度予算概算要求額 69,355 (31,242) 千円】

特用林産物の国際競争力強化を図るため、特用林産物の国内需要の拡大とともに、輸出拡大に向けた取り組みを支援します。

△ 合 一 又 業 時 ▽

- ① きのこ用原木・おが粉の安定的な調達に向けた、しいたけ原木の安定供給モデルの構築、おが粉の需給マッチングの仕組みや畜産分野での廃菌床活用に向けた仕組みの構築等を支援
- ② 特用林産物の生産効率化・事業の多角化・新商品開発等の先進的取組や優良事例の情報提供を支援



①輸出産地づくりに向けた生産者団体の連携強化・販売促進活動

- ② 輸出先国におけるニーズの把握並びに衛生管理、プラスチック包装及び表示に係る法令の情報収集

国

定額 ↑

民間団体等

定額 ↑

民間団体等

定額 ↑

林業経営体等

(1①、②の事業)



輸出拡大に向けた販売促進活動

輸出先国のニーズ把握

輸出先国の規制等に関する情報収集

【お問い合わせ先】 林野庁経営課 (03-3502-8059)

特用林産施設体制整備復興事業（継続）

【令和7年度予算概算要求額 809,000（855,000）千円】

＜対策のポイント＞

生産資材の導入支援や放射性物質の被害防止対策により、特用林産物の産地再生に向けた取組を進め、被災地の復興を図ります。

＜事業目標＞

国産きのこ類の生産量（47万トン〔平成30年〕→ 49万トン〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

【背景】

1. 特用林産物の生産体制の整備

① きこの生産力増強対策

特用林産物の産地再生を図るため、**生産者の次期生産に必要な生産資材の導入費等を支援**します。

注：導入費について損害賠償を受けた場合は、賠償部分の補助金を返還する必要があります。

② 放射性物質の被害防止対策

検査により安全性が確認されたきのこの等の出荷を促進するため、**放射性物質の測定機器の導入及び出荷管理・検査の体制整備等を支援**します。

＜事業の流れ＞



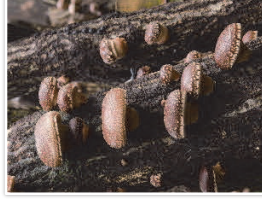
特用林産物については、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の放射性物質による影響等により、生産や経営が困難な状況が続いている。被災地の復興に向け、きのこの等々の次期生産に必要な生産資材の導入、放射性物質の測定機器の導入等、特用林産物の産地再生に向けた支援を継続する必要がある。

【実施内容】

- きのこの生産力増強対策
 - ・生産者の次期生産に必要な生産資材の導入等
- 放射性物質の被害防止対策
 - ・安全性が確認されたきのこの等の出荷促進に向けた放射性物質の測定機器（非破壊検査機器を含む）の導入及び出荷管理・検査の体制整備
 - ・ほだ木の洗浄機械、簡易ハウス等の放射性物質の防除施設の整備等



生産資材（しいたけ原木）



非破壊検査機器



放射性物質検査済商品



【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8059）

放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業（拡充）

〔令和7年度予算概算要求額 3,731,272（3,678,955）千円〕

＜対策のポイント＞

被災地の森林・林業の再生を図るため、森林内における放射性物質の実態把握、ほだ木等原木林再生のための実証、間伐等の森林整備と一体的に行う土砂流出防止柵の設置等の放射性物質対策に加え、帰還困難区域の森林施業実施に向けたガイドライン策定を実施します。

＜事業目標＞

森林・林業の再生を通じた被災地の復興

＜事業の内容＞

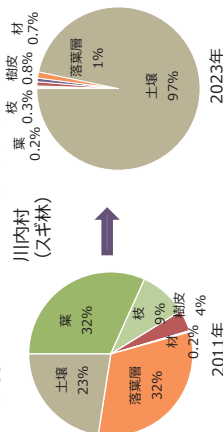
＜事業イメージ＞

1. 森林内における放射性物質の実態把握 221,096（171,096）千円
 - 森林内の放射性物質による汚染実態等を把握するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとの放射性物質の分布状況等の調査・解析を実施します。

2. 森林・林業再生に向けた実証等 2,096,269（2,129,632）千円

- ① 避難指示解除区域等における実証
避難指示解除区域等において、地域住民の帰還と林業の再生を円滑に進められるよう、森林施業が放射性物質の動態に与える影響等の検証や実証事業を実施します。
- ② ほだ木等原木林再生のための実証
放射性物質の影響を受けている里山・広葉樹林の計画的な再生に向けた実証的な取組を支援します（「里山・広葉樹林再生プロジェクト」は本事業を活用して実施します）。
- ③ 帰還困難区域の森林施業実施に向けた実証
作業実態に応じた被ばく量の推定や帰還困難区域の空間線量率の実態把握を踏まえ、森林施業実施の在り方の検討、作業時間の目安と被ばく量管理方法といった作業者の安全・安心のためリスコミュニケーションなど施業実施に向けた森林作業のガイドラインを策定します。
- ④ 情報の収集・整理と情報発信等
森林・林業の再生に向けた情報の収集・整理と情報発信等を実施します。

1. 森林内における放射性物質の実態把握



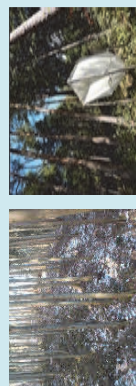
樹木に沈着した放射性セシウムは雨による溶脱や落葉などによって地表へ移動し、森林内の分布は12年間で大きく変化



土壌等の濃度測定

2. 森林・林業再生に向けた実証等

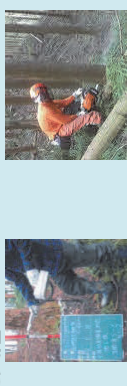
① 避難指示解除区域等における実証



間伐等の影響検討

リターの蓄積量把握

③ 帰還困難区域の森林施業実施に向けた実証



作業実態に応じた空間線量率の実態把握

被ばく量の推定

帰還困難区域の施業実施に向けたガイドライン策定

② ほだ木等原木林再生のための実証

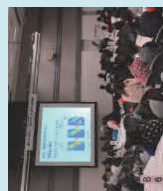


原木林の成林

伐採後のぼう芽更新

伐採及びぼう芽更新等の濃度測定による再生実証「里山・広葉樹林再生プロジェクト」の推進

④ 情報の収集・整理と情報発信等



シンポジウム

企画展示

3. 放射性物質対処型林業再生対策 1,413,907 (1,378,227) 千円

① 森林整備の実施に必要な放射性物質対策

事業地を選定するための汚染状況重点調査地域の森林の放射線量等の概況調査、作業計画の検討を行うための事業対象森林の調査、森林所有者等への説明・同意取付等を支援します。

また、放射性物質の移動抑制のための筋工の施工等、森林整備を実施する際に必要な放射性物質対策を支援します（「ふくしま森林再生事業」は本事業を活用して実施します）。

② 里山再生事業

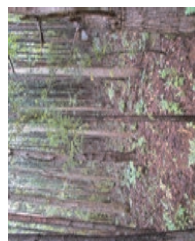
住居周辺の里山において、住民の安全・安心の確保に資するため、環境省・復興庁による除染・線量測定の取組と連携して森林整備を実施します。

3. 放射性物質対処型林業再生対策

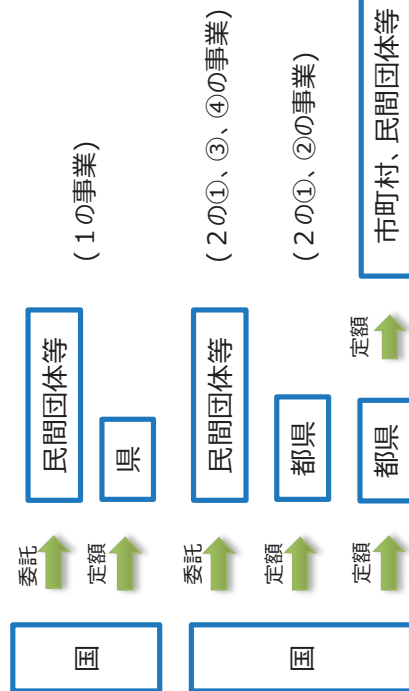
① 森林整備の実施に必要な放射性物質対策



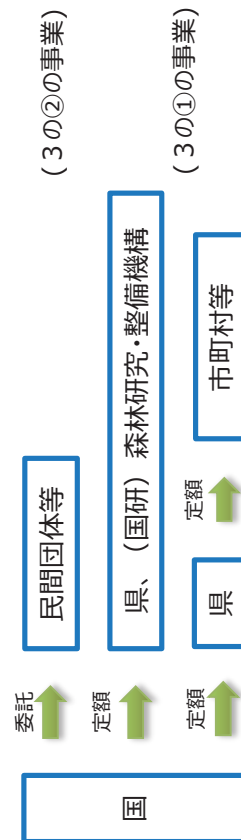
② 里山再生事業



＜事業の流れ＞



※ 1の一部は国有林による直轄事業



※ 3 ①の一部は国有林による直轄事業

【お問い合わせ先】 林野庁研究指導課 (03-6744-9530)
業務課 (03-3503-2038)

経営課関係予算
令和6年度補正予算の概要
令和6年11月
林野庁林政部経営課

林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち 木材需要の創出・輸出力の強化（木材製品等の輸出支援対策）

【令和6年度補正予算額 45,852,821千円の内数】

＜対策のポイント＞

輸出に向けた木材製品等の国際競争力強化のため、海外のツーバイフォー構造材市場への早期展開を想定したターゲット国の市場実態等の調査・分析を実施するとともに、輸出ターゲット国における日本産木材製品の認知度向上を図る取組、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の輸出に向けた課題を解決する取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 日本産木材製品のプロモーション活動支援

海外のツーバイフォー構造材市場への早期展開を想定したターゲット国の市場実態、商慣習、消費者特性等の調査・分析を実施するとともに、輸出ターゲット国における日本産木材製品の認知度向上を図る取組を支援します。

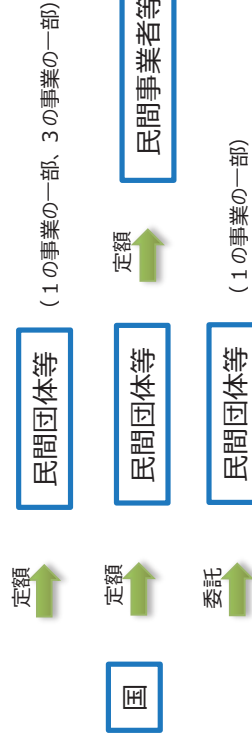
2. 輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援

構造材や内装材等の付加価値の高い木材製品の輸出を促進するため、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証等を支援します。

3. 特用林産物の需要拡大

特用林産物の輸出の課題解決に向け、輸出時の輸送手段や輸送中の取扱い、品質管理等の検証の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



（1の事業の一部）

（2の事業、3の事業の一部）

【お問い合わせ先】（1の事業） 林野庁木材利用課（03-6744-2299）
（2の事業） 林野庁木材産業課（03-6744-2295）
（3の事業） 林野庁経営課（03-3502-8059）

＜事業イメージ＞

日本産木材製品のプロモーション活動支援

- ・ターゲット国の市場実態等の調査・分析
- ・日本産木材製品の認知度向上



輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援

- ・輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品開発・性能検証



特用林産物の需要拡大

- ・輸出の課題解決に向け、輸出先国の消費動向や輸出時の輸送手段、輸送中の取扱い、品質管理等の検証



生しいけ

備長炭

特用林産物の需要拡大

＜対策のポイント＞

輸出先国における消費動向や生産鮮きのこの鮮度保持調査、特用林産物の生産者等が行う輸出拡大に向けた課題解決のための取組を支援します。

△ 姓名 △ 職業 △

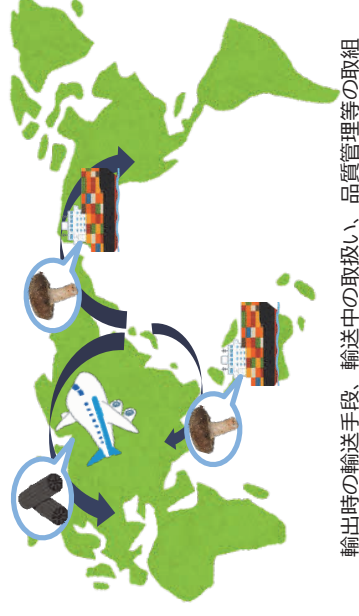
事業停止

特用林産物の需要拡大

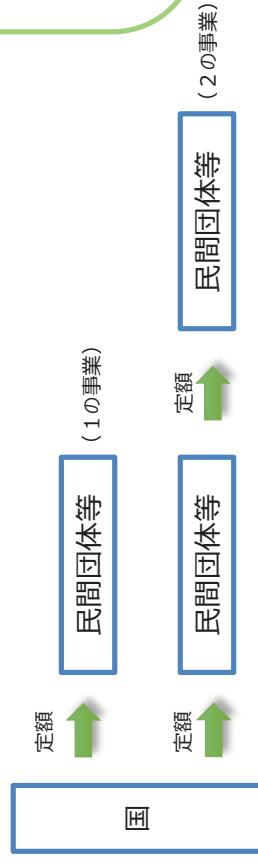
〈輸出先国調査〉



〈輸出拡大に向けた課題解決の取組〉



＜事業の流れ＞



燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

【令和6年度補正予算額 1,700,048千円】

＜対策のポイント＞

燃油・資材の価格高騰や供給難への対応として、木質バイオマスエネルギーへの転換促進に向けた取組、きのこ生産者のコスト低減等に向けた取組、おが粉の需給マッチング、林畜連携による廃菌床の家畜用敷料や飼料での活用等を支援します。また、安定的な特用林産物供給や生産・流通・小売等の各段階の持続可能性の確保のため、コスト構造等の実態を把握するための調査を実施します。

＜事業目標＞

- 国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで]）
- きのこ類の生産量（44万t [令和5年] → 49万t [令和12年まで]）

＜事業の内容＞

1. 木質バイオマスエネルギー転換促進対策

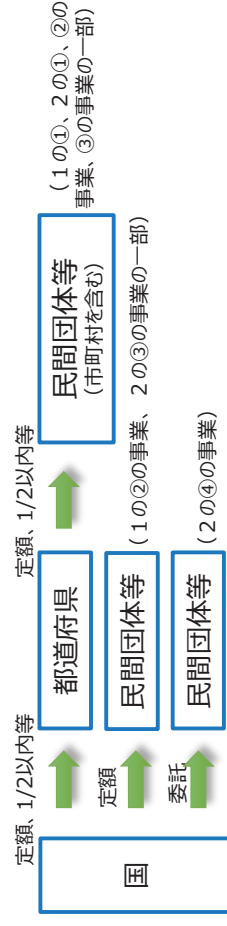
- ① 燃油から木質バイオマスエネルギーへの転換を促進するため、木質バイオマスの収集・運搬の効率化に資する機材導入、木質燃料製造施設の整備及び木質バイオマス利用施設の導入を支援します。
- ② SAF（※）や木質由来飼料等に係る木質バイオマスの需要量・動向等の調査を支援します。

※持続可能な航空燃料（SAF : Sustainable Aviation Fuel）

2. 特用林産生産資材高騰対策

- ① 省エネ機器の導入による生産性向上を支援します。
- ② 次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を支援します。
- ③ きのことおが粉の安定的な調達に向けたおが粉の需給マッチング、林畜連携による廃菌床の家畜用敷料や飼料での活用等を支援します。
- ④ 特用林産物の生産コストの上昇を踏まえた価格形成の検討に必要な、生産・流通・小売等の各段階におけるコスト構造等の実態調査を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

木質バイオマスエネルギー転換促進対策

① 機材・施設整備

収集・運搬の効率化に資する機材導入

- ・移動式チップパー、油圧式チップタンク、林地残材収集運搬車の導入

木質燃料製造施設整備

- ・チップ、ペレット、薪製造機材設備、乾燥施設の導入 等

木質バイオマス利用施設導入

- ・公共施設等における木質資源利用ボイラー、燃料貯蔵庫等の導入 等

② SAF等に係る需要量調査

- ・SAFや木質由来飼料等に係る需要量・動向等の調査

特用林産生産資材高騰対策

① ヒートポンプ、木質資源利用ボイラー等の導入

② 生産資材の導入費の一部※を支援

※生産資材（原木、種駒、菌床、おが粉等）の価格上昇分の1/2相当（経営費に占める電気代の割合に応じて、補助率を7/10相当まで高上げ）

③ きのこと生産者や畜産事業者等による、おが粉や廃菌床の需給マッチングの仕組みの構築等を支援

④ 特用林産物の生産・流通・小売等の各段階におけるコスト構造等の実態を調査



【お問い合わせ先】（1の事業） 林野庁木材利用課（03-6744-2120）
（2の事業） 林野庁経営課（03-3502-8059）

燃油・資材の森林由来資源への転換等対策のうち 特用林産生産資材高騰対策

【令和6年度補正予算額 1,700,048千円の内数】

<対策のポイント>

きのこ生産について、燃油・電気代が高騰していることに加え、原木やおが粉の需給ひっ迫による価格高騰等、生産資材の安定的・効率的な調達が困難な状況となっている。このため、コスト低減等に取り組むきのこ生産者に対し、省エネ化等に資する施設整備や次期生産に必要な生産資材の導入費の一部支援に加え、おが粉の需給マッチング、林畜連携による廃菌床の家畜用敷料や飼料での活用等の活用等を支援します。

また、特用林産物の生産コストの上昇を踏まえた価格形成の検討に必要な、流通の各段階におけるコスト構造等の実態調査を実施します。

<政策目標>

国産きのこ類の生産目標（44万t〔令和5年〕→ 49万t〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 省エネルギー化施設等整備支援

木質資源利用ボイラーやヒートポンプ等省エネ機器※の導入等省エネ化や生産性向上に向けた施設整備を支援します。

※ きのこ生産者の省エネ機器（木質資源利用ボイラー等）への入れ替え支援について、省エネ性能の向上を要件とする。

2. 生産資材導入支援

コスト低減等に取り組むきのこ生産者に対し、価格上昇する原木、おが粉等次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を支援※し、体質強化を促進します。

※ 生産資材（原木、種駒、菌床、種菌、おが粉、栄養体等）の価格上昇分の1/2相当を補助（経営費に占める電気代の割合が15%以上の場合、7/10相当まで引き上げ）

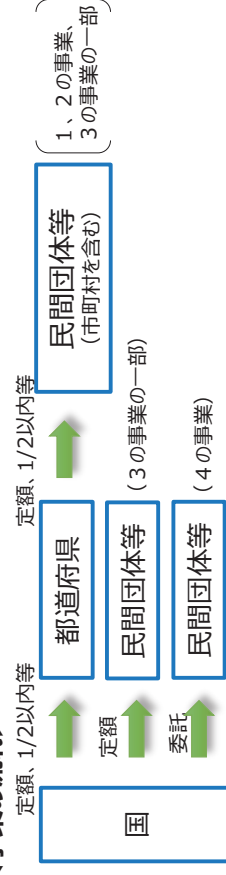
3. きのこ生産者の経営安定化に向けたおが粉等の需給マッチング支援

きのこ用おが粉の安定的な調達に向けた、おが粉の需給マッチングに加え、林畜連携による廃菌床の家畜用敷料や飼料での活用等を支援します。

4. コスト構造等の実態調査

特用林産物の生産コストの上昇を踏まえた価格形成の検討に必要な、生産・流通・小売等の各段階におけるコスト構造等の実態調査を実施します。

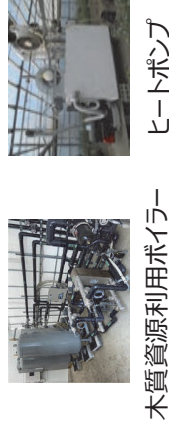
<事業の流れ>



<事業イメージ>

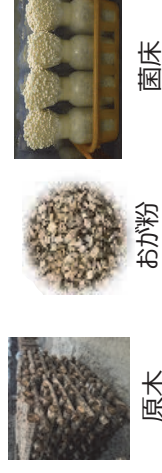
①省エネルギー化施設等整備支援

木質資源利用ボイラーやヒートポンプ等省エネ機器の導入などコスト低減等に向けた施設整備を支援



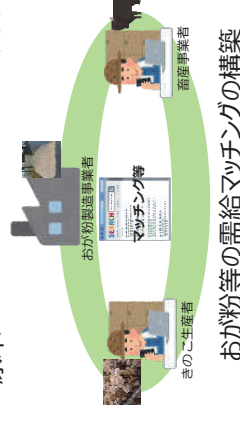
②生産資材導入支援

次期生産に必要な原木、おが粉等生産資材の導入費の一部を支援



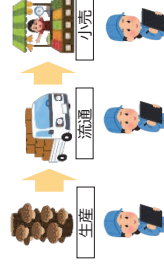
③きのこ生産者の経営安定化に向けたおが粉等の需給マッチング支援

きのこ生産者や畜産事業者による、おが粉や廃菌床の需給マッチングの仕組みの構築等を支援



④コスト構造等の実態調査

特用林産物の生産・流通・小売等の各段階におけるコスト構造等の実態を調査



特用林産物のコスト構造実態調査

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8059）

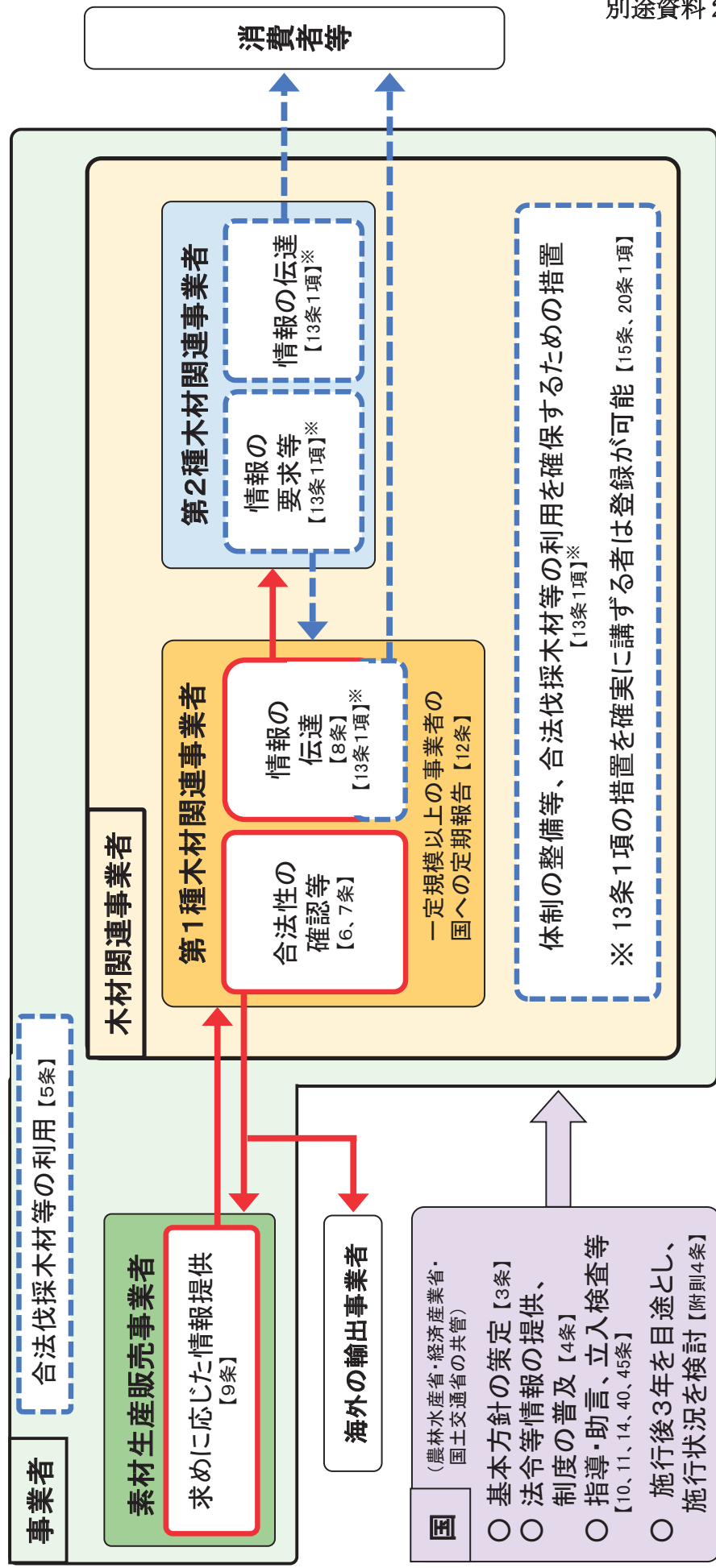
改正クレーンウッド法の概要

令和7年4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による登録を受けることが可能
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

→ : 義務（必ず行わなければならない事項）

→ : 努力義務（行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項）



対象物品の考え方

- (1) いわゆる木材については、基本的に広く該当し基本方針に規定
- (2) 家具・紙等の物品については、ポジティブリストとして施行規則に規定

1. 対象物品（赤字は改正部分）

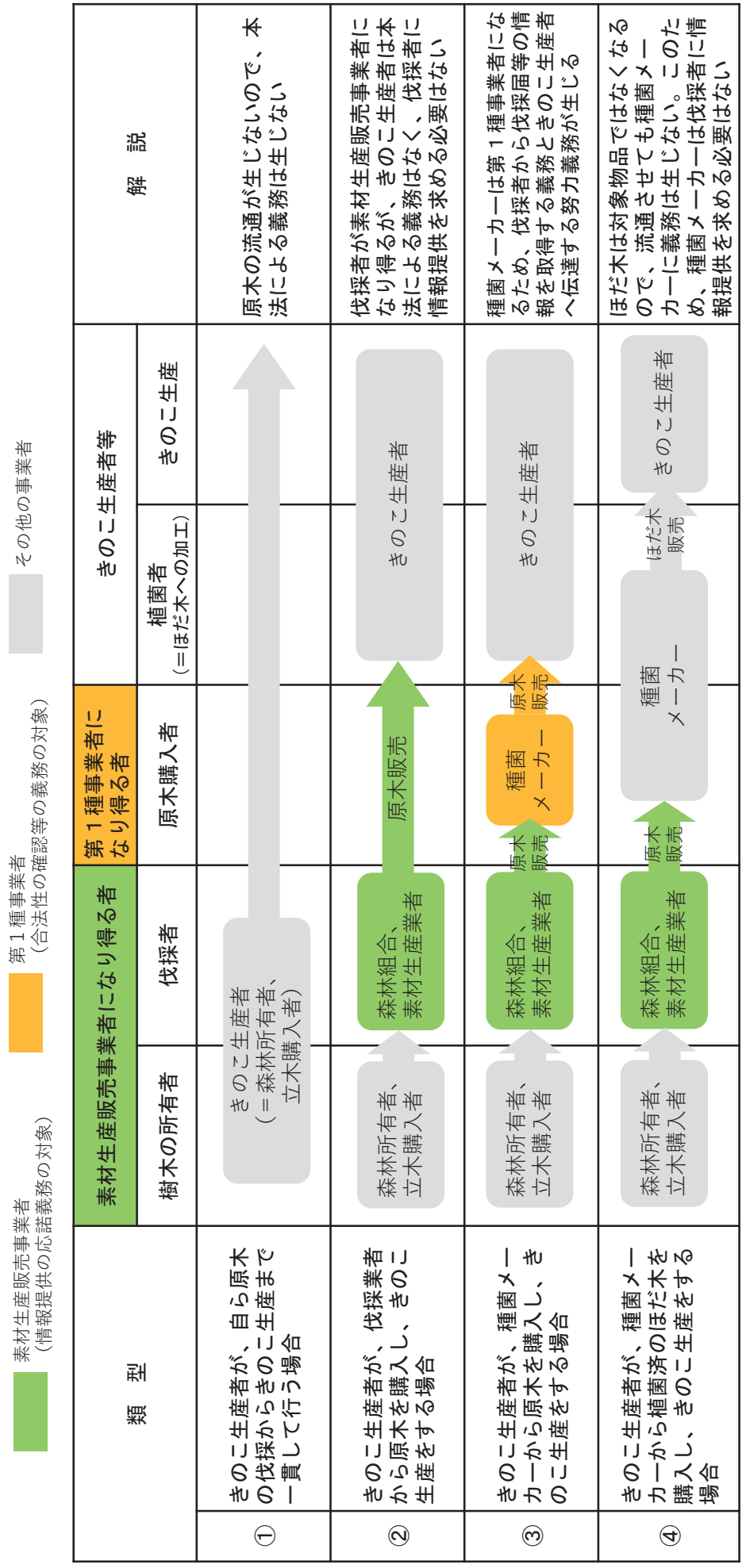
基本方針 一の2	木材等（家具・紙等の物品）
木材 (1) 素材 〔丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む〕 (2) 板材、角材及び円柱材 〔化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む〕 (3) 単板、突き板及び構造用パネル(OSB) (4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等) 〔DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したもののやI型複合梁を含む〕 (5) のこくず・木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない)、チップ及び小片 〔端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む〕	施行規則 第2条 1 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーデション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの 2 木材パルプ 3 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの 4 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの 5 木質系セメント板 6 サイディングボードのうち、木材を使用したもの 7 戸(主たる部材に木材を使用したものに限る。)及びその枠(基材に木材を使用したものに限る。) 8 1～6の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるものうち、木材又は木材パルプを使用したもの



- 特用林産物の生産に関しては、
- ・ 植菌前のきのこ原木、菌床用おが粉、薪炭生産用の原木は対象物品としての「木材」に該当
 - ・ 植菌後のほだ木、菌床、木炭、薪は「木材」に該当しない

原木きのこ生産における義務対象の考え方

- (1) きのこ生産者には、本法による義務は生じない
- (2) 伐採者から購入した原木をきのこ生産者等に販売する種菌メーカーは、第1種事業者該当し、合法性の確認の義務の対象になる
- (3) 本法の義務の対象にならない場合であっても、原木を伐採する場合には市町村長等への伐採及び伐採後の造林の計画の届け出が必要



菌床きのこ生産における義務対象の考え方

- (1) きのこ生産者には、本法による義務は生じない
- (2) おが粉製造事業者等から購入したおが粉をきのこ生産者等に販売する種菌メーカーは、第2種事業者に該当し、合法性の確認ときのこ生産者への情報提供の努力義務の対象になる



類 型	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		きのこ生産者等		解 説
	樹木の所有者	伐採者	おが粉生産者	おが粉購入者	菌床生産者	きのこ生産	
① きのこ生産者が、種菌メーカーが製造した菌床を用いてきのこ生産をする場合	森林所有者、 立木購入者	森林組合、 素材生産業者	おが粉製造事業者 おが粉製造業者等	種菌メーカー おが粉販売	種菌メーカー 菌床販売	きのこ生産者	おが粉製造事業者等は第1種事業者になる一方で、種菌メーカー等には本法による義務は生じない
② きのこ生産者が、種菌メーカーからおが粉を購入し、菌床を製造し、きのこ生産をする場合	森林所有者、 立木購入者	森林組合、 素材生産業者	おが粉製造事業者 おが粉製造業者等	種菌メーカー おが粉販売	きのこ生産者	きのこ生産者	おが粉を流通する種菌メーカーは第2種事業者になるため、おが粉製造事業者等から合法性の情報の提供を受けつつ、きのこ生産者に情報を提供する努力義務
③ きのこ生産者が、おが粉製造業者等からおが粉を購入し、菌床を製造し、きのこ生産をする場合	森林所有者、 立木購入者	森林組合、 素材生産業者	おが粉製造事業者 おが粉製造業者等	きのこ生産者	きのこ生産者	きのこ生産者	おが粉製造事業者等は第1種事業者になるが、きのこ生産者には本法による義務は生じない。
④ きのこ生産者が、輸入菌床や輸入菌床を使つてきのこ生産をする場合	輸入菌床 輸入菌棒				きのこ生産者	きのこ生産者	きのこ生産者には本法による義務は生じない

薪炭生産における義務対象の考え方

- (1) 薪炭生産者には、本法による義務は生じない。したがって、薪炭の販売先への情報提供の義務等はない
- (2) 薪炭生産業者が原木市場等を通して原木を調達する場合、原木枝条等は第1種事業者に該当し、合法性の確認の義務の対象になる
- (3) 本法の義務の対象にならない場合であっても、原木を伐採する場合には市町村長等への伐採及び伐採後の造林の計画の届け出が必要



類 型	素材生産販売事業者になり得る者			第1種事業者になり得る者	薪炭生産者	解 説
	樹木の所有者	伐採者	原木購入者			
① 薪炭生産者が、自ら原木の伐採から薪炭生産まで一貫して行う場合	薪炭生産者 (= 森林所有者、立木購入者)					原木の流通が生じないので、本法による義務は生じない
② 薪炭生産者が、伐採業者から原木を購入し、薪炭生産をする場合	森林所有者、立木購入者	森林組合、素材生産業者	原木販売	薪炭生産者		伐採者が素材生産販売事業者になり得るが、薪炭生産者に本法による義務はなく、伐採者に情報提供を求めなければならない
③ 薪炭生産者が、原木市場等から原木を購入し、薪炭生産をする場合	森林所有者、立木購入者	森林組合、素材生産業者	原木市場等 ↑ 原木販売 ↓	薪炭生産者		原木市場等は第1種事業者になるため、伐採者から伐採届等の情報取得する必要がある。薪炭生産者には義務は生じない

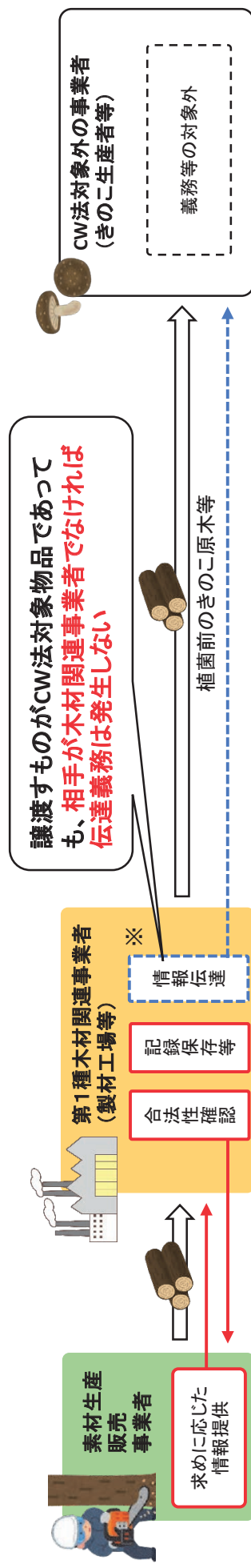
参考：対象外物品の製造事業者への譲渡について

- (1) 第1種木材関連事業者が対象外物品の製造事業者に木材を譲渡す場合は、伝達義務の対象外
- (2) 当該事業者への情報伝達は消費者と同様の扱いとなり、努力義務の対象
- (3) 将来的に対象外物品に加工されることが分かっている場合、木材関連事業者に譲渡す場合は義務対象

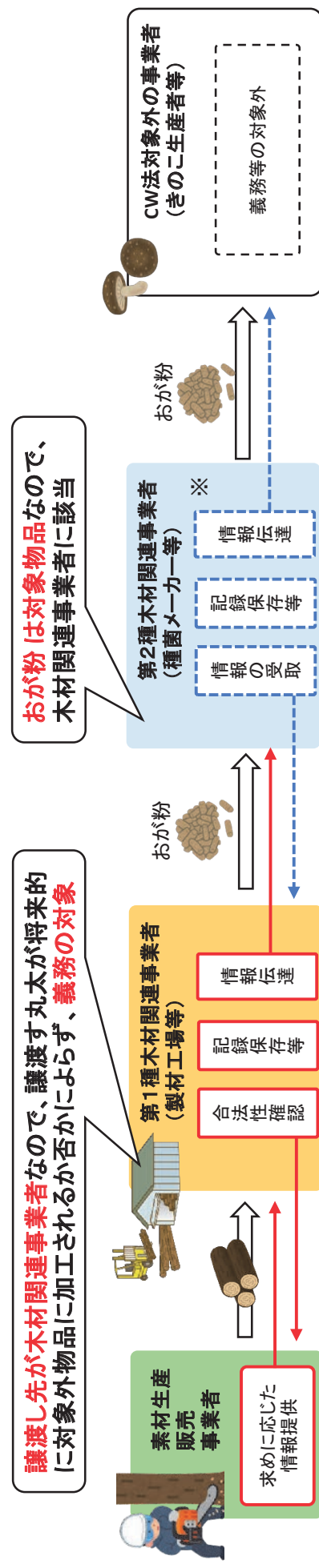
＜第1種木材関連事業者の義務の課され方＞

【例：丸太からぼだ木、菌床、薪炭等（CW法対象外物品）が製造される場合】

- 第1種木材関連事業者が直接きのこ生産者等に譲渡する場合



- 第2種木材関連事業者がきのこ生産者等に譲渡する場合（第1種は第2種に譲渡す）



※ CW法においては、木材関連事業者以外への譲渡しは消費者への譲渡しと同様に取り扱うこととなり、情報伝達の努力義務の対象

